

令和6年第4回定例会会議録（第3号）

令和6年12月10日

○出席議員（24名）

1 番 塩 手 悠 太
3 番 中 村 悟
5 番 小 野 和 美
7 番 小 野 佳 子
9 番 美 馬 恭 子
11 番 安 部 一 郎
13 番 森 大 輔
16 番 穴 井 宏 二
18 番 吉 富 英三郎
20 番 市 原 隆 生
22 番 松 川 峰 生
24 番 山 本 一 成

2 番 石 田 強
4 番 森 裕 二
6 番 重 松 康 宏
8 番 日名子 敦 子
10 番 阿 部 真 一
12 番 小 野 正 明
14 番 三 重 忠 昭
17 番 加 藤 信 康
19 番 松 川 章 三
21 番 黒 木 愛一郎
23 番 野 口 哲 男
25 番 泉 武 弘

○欠席議員（1名）

15 番 森 山 義 治

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘	副 市 長	阿 部 万寿夫
副 市 長	岩 田 弘	教 育 長	寺 岡 悌 二
競輪事業管理者	上 田 亨	総 務 部 長	竹 元 徹
企画戦略部長	安 部 政 信	観光・産業部長	日 置 伸 夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕	こども部長	宇都宮 尚 代
いきいき健幸部長	和 田 健 二	建 設 部 長	山 内 佳 久
市長公室長	山 内 弘 美	防 災 局 長	大 野 高 之
教 育 部 長	矢 野 義 知	消 防 長	浜 崎 仁 孝
上下水道局長	松 屋 益治郎	企画戦略部次長	佐 藤 浩 司
建 設 部 次 長	渡 邊 克 己	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	行 部 さと子

職 員 課 長	河 野 幸 夫	財 政 課 長	河 野 文 彦
観 光 課 長	牧 宏 爾	温 泉 課 参 事	釘 宮 誠 治
産 業 政 策 課 長	市 原 祐 一	生 活 環 境 課 長	堀 英 樹
高 齢 者 福 祉 課 長	阿 南 剛	ひ と ・ く ら し 支 援 課 長	甲 斐 博 幸
こ だ も 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	中 西 郁 夫	都 市 計 画 課 長	山 田 栄 治
都 市 整 備 課 長	川 野 康 治	建 設 部 参 事 兼 公 園 緑 地 課 長	橋 本 和 久
市 長 公 室 参 事 兼 新 湯 治 ・ ウ エ ル ネ ス 推 進 室 長	松 川 幸 路	新 湯 治 ・ ウ エ ル ネ ス 推 進 室 参 事	猪 原 圭 太
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	若 杉 篤	学 校 教 育 課 長	宮 川 久 寿
学 校 教 育 課 参 事	吉 武 功 二	消 防 本 部 課 長	後 藤 英 明

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次 長 兼 議 事 総 務 課 長	中 村 賢 一 郎
補 佐 兼 総 務 係 長	松 本 万 紀 子	補 佐 兼 議 事 係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 任	定 宗 隆 一 郎
事 務 員	尾 割 春 晃		

○議事日程表（第3号）

令和6年12月10日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○2 番（石田 強） 日本維新の会、石田強でございます。

本日は、一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。市民の皆様から寄せられた声や地域の課題をしっかりと反映し、別府市のよりよい未来のために、幾つかの重要なテーマについて質問させていただきます。

では、早速質問に移りたいと思います。

近年、観光客のニーズは「体験型」や「地域密着型」へと変化しており、アドベンチャーツーリズムやカルチャーツーリズムは、その需要に応える可能性を秘めています。

まず、資料 1 を御覧ください。

まず、アドベンチャーツーリズムについてです。自然を生かしたアクティビティーを通じて、心身ともにチャレンジングな体験を提供します。例えばトレッキング、ラフティング、スキューバダイビングなどが人気です。これらの活動は参加者に達成感と自然との一体感をもたらします。

次に、カルチャーツーリズムです。地域の伝統文化や生活様式を直接体験することで、深い異文化理解を促進します。茶道、着物の着つけ、伝統工芸体験などが代表的です。これらの体験は、観光客に日本の文化の奥深さを感じさせ、長期的な日本ファンを生み出す可能性があります。

アドベンチャーツーリズムやカルチャーツーリズムは、インバウンド観光との親和性が高いと言われています。市として、インバウンド観光客の誘致に向けたこれからの施策の具体的な戦略があれば教えてください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

自然・文化といった我が国の豊富な地域資源を体験・体感できるアドベンチャーツーリズムや異なる文化や伝統を体験するカルチャーツーリズムの推進は、国内外の観光客の消費額増加や満足度向上につながることが期待されております。別府市では、インバウンド向けの商品として、県北地域を中心とした千年ロマン観光圏とも連携し、別府を拠点として国東半島を中心とした商品開発等も行っております。特に、温泉文化を体験できる「地獄蒸し」や東山ハイキングなどの自然体験を組み込んだ商品は好評を得ております。

また、ボランティアガイドが地域を案内するガイドツアーやアート団体の活動も生かしながら、自然・文化を体験できる商品開発に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○2 番（石田 強） 答弁ありがとうございます。温泉文化や自然体験体験を生かした商品開発は、インバウンド観光のさらなる強化に欠かせない取組だと考えます。これに加えて、アドベンチャーツーリズムやカルチャーツーリズムを推進するために、未活用の地域資源を掘り起こし、新たな体験型コンテンツを創出することが可能です。また、英語対応のガイドツアーやオンライン予約システム、多言語対応の情報発信を強化することで利便性を向上させ、訪日観光客の満足度を高めることが期待できます。

それでは、市としてこれからの新たな取組や、多言語対応の情報発信をどのように進めるか、具体的な方針をお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

アドベンチャーツーリズムやカルチャーツーリズムについて肝となりますのが、特徴的

な観光資源とそれを先導するガイドの存在です。観光資源については、県内や九州各地との広域的な連携によって商品化が可能ですが、今全国的に「通訳案内士」と呼ばれるガイドの不足が慢性化しております。特にアドベンチャーツーリズムについては、案内や救急救命の知識と多言語能力に加えて、緊急時には一人一人を搬送できるほどの体力が必要です。現状市内では対応できる人が限られるため、情報発信ができる状況にはありません。Biz LINKとも連携しまして、今後、ガイド育成とガイドビジネスのスキームづくりを調査研究していきたいと考えております。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。アドベンチャーツーリズムやカルチャーツーリズムの推進には、専門性の高いガイドの育成が欠かせませんが、現状では人材が不足し、情報発信が十分に進んでいない課題があると理解しました。まずは情報発信の基盤を整えることが重要ではないでしょうか。例えば、飛騨高山市のように、市のホームページやSNSを多言語対応にすることで、観光客への情報提供や誘致を強化できると考えます。

では、別府市が進めているインバウンド向けのガイド&ドライバー育成事業の進捗状況についてお聞かせください。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

ワンダーコンパスの職員30名と市内の大学に通う留学生8名を育成しております。各観光地、観光施設における外国人目線のPRポイントの作成や一般的に知られていない情報などを調査し、外国人目線の観光ツアーの構築、そして新たな観光案内パンフレットやホームページの作成も並行して行っている状況でございます。

また、温泉学を習得するための研修など、他と差別化を図ったガイド育成にも取り組んでおります。

- 2番（石田 強） ありがとうございます。さらに効果を高めるためには、育成したガイドや留学生を活用したモニターツアーを実施し、観光客から直接フィードバックを収集してはどうでしょうか。

また、多言語対応の情報発信を強化することで、国際的な観光市場へのアプローチも期待できます。その際、APUのサステイナビリティ観光学部との連携をさらに強めることで、地域資源を生かした観光コンテンツの充実や多言語理解の促進を図ることができるのではないのでしょうか。御検討のほど、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

内成、柳、東山、天間、内竈などの台風被害地域では復興が進行中ですが、自然豊かなロケーションや観光資源としての可能性を秘めています。特に、テントサウナ事業や体験型観光は、老若男女に支持され、地域経済の活性化や魅力向上に貢献する可能性があります。川や湧水を活用したテントサウナは、自然体験と健康増進を融合させた新たな観光資源として注目されています。これらの事業をこれらの地域で実施することについて、市としてのお考えをお聞かせください。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

現在、新湯治・ウェルネス事業の体系づくりを進めており、特に温泉の効能を中心に、エビデンスの取得と活用等について取り組んでおります。サウナにつきましてもポテンシャルがあると思いますので、ウェルネスの選択肢の一つになり得ると考えております。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございました。

サウナの具体的な可能性として、資料2を御覧ください。

1つ目です。観光客の誘致。テントサウナ体験をした観光ツアーを企画し、新たな観光客層を誘致を目指します。

次に、地域雇用の創出です。テントサウナ事業を通じて、地域雇用の創出を図り、地域

経済の活性化に貢献できます。

3つ目に、地域ブランドの強化です。テントサウナ事業を地域のブランドとして確立し、別府市の魅力を国内外に発信できます。別府市が進めている食×観光とも相性がいいと思います。別府市の山間部でも、地域住民や学生が主体になり、サウナなどのエコツーリズムを検討し、環境への影響を最小限に抑えながら、自然を生かした観光資源を開発することで、地域文化や自然保護活動を発信し、地域活性化につなげることが可能だと考えます。

また、来年は別府市で棚田サミットが開催される予定ですので、全国に向けてこのようなイベントを地域住民と協議しながら、前向きに御検討ください。

次の質問です。

別府市は観光都市として全国的に認知されていますが、観光地の間での競争が激化する中で、ホテルや旅館のスタッフの接客スキルやホスピタリティを強化することがますます重要だと考えます。

そこで、市として、ホテル旅館スタッフのサービス向上を目的としたイベントやコンテストの開催を検討する考えはありますか。また、このようなイベントを開催することが、別府市の観光地としてのブランドイメージの向上やサービス業の質の高さをアピールする絶好の機会になると考えますが、市の見解をお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光の最前線でお客様の対応するホテル・旅館をはじめとする観光事業者の従業員の接客スキルの向上は重要なことであると認識しております。別府市観光協会では、本年度、タクシードライバーや観光バスガイドを対象に、歴史・観光施設・温泉などについての研修や車椅子利用者の介助方法や基本的な接客研修を実施いたしました。また、ユニバーサルツーリズムを推進するために、「バリアフリースターセンター」と連携して、体の不自由な方が利用される際を想定した「おもてなし接客研修」をホテルや観光施設の従業員を対象に実施しております。そのほか、別府商工会議所主体でも「おもてなし・マナーセミナー」を開催し、多くの宿泊事業者をはじめ観光事業者が参加しております。

今後も、ホテル・旅館の従業員をはじめ、観光事業に携わる現場の方々のスキルアップのため、関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。さらなるブランドイメージ向上を目指すためには、従業員の接客スキルを競い合い、互いに刺激を与え合う場を設けることが効果的ではないでしょうか。観光産業におけるサービス品質の重要性として、資料3を御覧ください。

1つ目です。顧客満足度の向上です。サービスの質は顧客満足度を大きく左右します。質の高いサービスを提供することで、観光客の満足度を高め、リピーターを増やすことができます。

次に、観光ブランドイメージの向上です。質の高いサービスは、観光地全体のブランドイメージ向上にもつながります。観光客に好印象を与え、別府市の魅力をより一層アピールすることができます。

次に、観光客の増加と経済の活性化です。観光客の満足度向上は、観光客の増加と経済活性化に貢献します。質の高いサービスを提供することで、観光客の滞在時間を長くし、消費額の増加にもつながります。

サービス向上を目的としたイベントの提案として、資料4を御覧ください。

1つ目、接客スキル向上のセミナー。接客スキル向上を目的としたセミナーを開催し、ホテルや旅館スタッフの接客スキル、コミュニケーション能力、顧客対応能力などを向上させます。ロールプレイングやグループワークを取り入れ、実質的なスキルを習得できます。

次に、ホスピタリティコンテストです。ホテルや旅館のスタッフを対象としたホスピタリティコンテストを開催し、優れた接客スキルを持つスタッフを表彰します。コンテストを通じて、スタッフのモチベーション向上とサービス、サービス品質向上を促進します。ぜひ、観光事業者や関係団体と連携し、このような取組の実現を御検討いただければ幸いです。

次に、新湯治・ウェルネスツーリズムについて質問させていただきます。

別府市の観光資源である温泉は、長年にわたって市の発展に寄与してきました。しかし、最近、明礬温泉や小倉地域などで、湯温の低下や温泉が出ないという問題が発生しています。これらの温泉の安定供給とその未来について、市としてどのように取り組んでいるか、お伺いします。

○温泉課参事（釘宮誠治） 答えします。

別府市では、本年3月に地方で限りある資源の「温泉」を将来にわたって安定的に供給していくため、温泉資源の確保や余剰分の利活用など、中長期的な将来像を描いた「別府市温泉マネジメント計画」を策定しました。本計画の中でも、地下資源の保護や未利用湯の適正管理等について、必要とする量と湧出する量の「需要量と供給量の適正化」に向けた施策を中長期的に進めていき、温泉資源が持続可能な環境となるよう取り組んでいるところです。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。最近新湯治・ウェルネスツーリズムの拠点施設のパスが公開されて、温泉の枯渇への懸念や市民からの不安の声が届いています。温泉は別府市の重要な観光資源であり、今後の安定供給や維持についてさらなる取組が求められています。「別府市温泉マネジメント計画」に基づく施策を進めるとともに、市民の不安を解消するために、温泉資源の持続可能性や供給安定化に向けた具体的な取組について、より一層情報発信や対話を強化してください。

温泉安定供給に影響を与えている可能性がある地熱発電との関係性について調査・検討が進んでいますが、具体的な対応策についてお聞かせください。

○生活環境課長（堀 英樹） 答えいたします。

地熱発電につきましては、平成27年3月に策定いたしました別府市地域新エネルギービジョンにありますように、大規模な地熱バイナリー発電を積極的に導入促進せず、既存源泉や周辺環境への影響がほとんどないと判断される小規模バイナリー発電だけを導入促進していくという方針に従いまして、再生可能エネルギーの推進を図っているところでございます。

また一方で、温泉資源の保護を第一義といたしまして、温泉発電等の地熱開発に対しまして、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例を平成28年3月に制定し、運用することで、無秩序な地熱開発が行われないように規制・制御を行っているところでございます。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。小倉地域の発電所から、湯が大量に側溝に流れている光景が見られます。新湯治の拠点施設の場所には、ある程度高台というのは小倉の地域を対象に、本当にいい温泉が垂れ流しの状態ですので、割かし私は納得しているわけですが、しかし、ある程度の湯量が確保できると分かった場合、発電が行われていない地熱発電所に対しては泉源を埋めるなどの適切な対応を市として促してほしいです。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

今後、温泉資源を守りながら、新湯治や新湯治・ウェルネスツーリズムの促進にどのように取り組んでいくのか、答弁願います。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） 答えいたします。

新湯治・ウェルネス事業は、「持続可能な仕組み」を基本的な考え方の一つとして掲げ

ております。つまり、別府市の最大の資源であり、価値あるものである温泉を守り、磨き、観光客・お客様への最大の価値に変えていくことで、別府市は富が得られ、潤います。それを市民へ還元でき、幸せを実感していただく、この循環こそが新湯治・ウェルネスが、目指すところであります。そのためにも、温泉マネジメント計画などとともに連携して取り組んでいくように考えております。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。温泉資源を守りながら、観光客への新たな価値を提供する取組に共感します。提案として、未利用湯や余剰熱の活用、科学的データを生かした新湯治プログラムの具体的化、地元資源を生かした滞在型ウェルネスプランの開発を進めてはいかがでしょうか。また、多言語対応やウェルネス持続型観光案内の強化も国際競争力の向上に寄与すると考えます。

別府市は温泉地としての歴史と魅力を誇っていますが、近年、観光客のニーズが多様化する中で、新たな観光資源としての開発が求められています。その中で、温泉とアーユルヴェーダの組合せが注目されています。アーユルヴェーダは古代インドの伝統的な医療・美容法として、健康や癒やしの分野で非常に高い評価を受けています。温泉とアーユルヴェーダの相乗効果を生かした新たな観光商品の開発について、市としてどのように考えているか、お伺いします。

- 観光課長（牧 宏爾） 答えいたします。

別府市が進めております新湯治・ウェルネス事業については、医療・美容・健康をテーマに、温泉の効能を科学的根拠で示し、特別な体験を提供する新しい観光を推進するというものです。特に美容の面では、本年度、化粧品会社との連携により「温泉の美肌効果」を温泉ごとに科学的根拠を持って検証しました。これまで感覚的であった美肌効果を、エビデンスを持って根拠づけを行い、美肌ウェルネスを推進するものです。

別府市が目指す「新湯治・ウェルネス」については、市として産業として発展させ、その経済波及効果を全市域にもたらすことで、稼ぐ観光の実現、そして市民のウェルビーイングの向上ということになります。

アーユルヴェーダについては古代インドの伝統的な医療・美容法ということで、ウェルネスと非常に親和性の高いものだと考えております。そういった意味では、そのような事業者が、温泉の効能と掛け合わせたような新しい事業化、旅行商品化を行うことでウェルネスコンテンツになり得ると思います。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。本場のインドやスリランカでは、アーユルヴェーダの1日の体験額が、4万円から8万円だと調べたら出てきました。

別府温泉とアーユルヴェーダの融合の可能性について、資料5を御覧ください。

1つ目です。温泉の温熱効果はアーユルヴェーダの理論に基づいた自然治療と相性がよいと考えられます。温熱効果は血行を促進し、筋肉の緊張を和らげる効果があります。

2つ目です。泉質の多様性、別府温泉には様々な泉質の温泉が存在します。それぞれの泉質はアーユルヴェーダの体質別に効果が期待できます。例えばアルカリ性単純泉では、ヴァータ体質の人に対して適しています。そういうような人それぞれに合った適性が選べるというのもアーユルヴェーダの特徴です。

次に自然環境です。別府温泉は豊かな自然に囲まれた環境にあります。自然との調和を重視するアーユルヴェーダの理念とも合致しており、心身に癒やしを与えます。

アーユルヴェーダに基づいた別府温泉の活用方法として、資料6を御覧ください。

アーユルヴェーダマッサージ。温泉の温熱効果とマッサージを組み合わせることで血行促進、筋肉の緩和、精神的なリラックス効果が期待できます。ハーブ治療。温泉水やハーブを組み合わせた入浴剤やパックを使用することで、肌のトラブル改善や美肌効果が期待できます。

次に、ヨガです。温泉とヨガを組み合わせることで体の柔軟性を高め、心身のリラックス効果を高めることができます。

次に、食養生です。地元の新鮮な食材を使ったアーユルヴェーダ料理を提供することで、温泉と食事療法を組み合わせた健康増進プログラムを提供できます。アーユルヴェーダが盛んなインドや欧米向けに、別府市の温泉とアーユルヴェーダの融合をアピールするプロモーションを展開することで、高単価のインバウンド客の誘致が期待できます。

こうした取組を進めることで、別府市のウェルネスツーリズムの発展がより一層加速すると思います。前向きに5点、御検討ください。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

別府市観光サイトは、観光情報の発信に重要な役割を果たしており、観光客や市民にとって重要な情報を提供しています。そこで、最近の1年間で、サイトにどのような変更や改良があったのか、具体的な内容についてお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

別府市公式観光情報Webサイト「別府たび」のページビュー数についてこの1年間の推移では、昨年10月が1か月で18万7,000ページビューだったものが、本年1月頃からはコンスタントに30万ページビューを記録するようになり、認知度が急速に上がっております。先日も、見本とすべき「ウェブサイト」に授与される「第12回Webグランプリ」B to Cサイト賞でも、優秀賞を授与いただく等、外部的にも評価いただいているところです。

この1年の特徴的な取組としまして、学生団体や地域密着型のインフルエンサーと連携して、若い世代目線で情報を掲載・発信するような取組も行っております。サイトへのアクセス状況を把握し、ニーズの把握等を行うだけでなく、別府市として発信したい情報を、様々な関係団体から成る別府市公式観光情報Webサイト編集部で協議しながら、鮮度のある情報を特集記事として発信するなど、戦略的に継続的な取組を続けております。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございました。訪日観光客へのアプローチを強化するためには、主要言語だけでなく、タイ語やベトナム語など広観光市場に対する多言語化を進めることが重要です。別府市観光サイトがさらに進化し、国内外からのアクセスを増やしながら、別府市の観光産業を支える重要なツールとして機能することを期待します。

次の質問に移ります。

観光サイトアクセスの増加に期待するには、資料7を御覧ください。

まずは情報発信です。デジタルクーポンは、観光客への情報発信ツールとして活用できます。クーポン情報を通じて、観光客に魅力的な観光スポットやイベントの情報を提供できます。

次に、誘客効果です。クーポンによる誘客効果は、観光サイトへのアクセス増加、ひいては別府市への来訪者増加につながり、観光客の市内滞在時間の増加に貢献します。観光サイトの利用者が別府市内で使えるデジタルクーポンを提供することは、観光促進と地域経済の活性化に貢献する可能性が高いと考えます。例えば飲食店や観光施設で利用できるクーポンを提供することで、観光客の市内での消費を促進し、観光サイトのアクセス増加にもつながるのではないかと思います。

このようなデジタルクーポン導入について、別府市としてのお考えをお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

デジタルクーポンにつきましては、紙媒体のクーポンに比べて配布、管理コストがかからず、費用対効果が高いこと、また効果測定が容易になるということが考えられます。別府市としても、これまで「宿泊予約サイト」や、現在行っているLINEアカウント「湯プリ」のキャンペーン事業などで、デジタルを活用した取組を行っております。また、エー

ル券などデジタルを活用した商品券の発行などを行った事例もございます。

デジタルクーポンの導入につきましては、現時点では考えておりませんが、今後研究が必要なものであると感じております。

- 2番（石田 強） 予算が限られている場合、SNSを活用した別府エール飯のように、例えば、ハッシュタグ別府クーポンなどのキャンペーンを展開する方法は、費用対効果の高いプロモーション手段だと考えます。SNS上でクーポンコードや特典をシェアすることで、観光客や地元の方々に広く拡散し、観光地としての魅力を伝えるとともに、地域経済の活性化を促すことができるのではないかと思います。このような方法について、別府市としての見解をお聞かせください。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

別府市公式観光Instagramアカウントのフォロワー数は今月1万5,000人を超え、別府市公式観光情報Webサイト「別府たび」と合わせ、別府観光のデジタルマーケティング戦略の基盤として、戦略的な情報発信源となっております。これらの強みを生かして検討できればと考えております。

- 2番（石田 強） ありがとうございます。Instagramや別府たびが、観光情報発信の重要な基盤として成長していることはすばらしいと感じます。SNSを活用したクーポンキャンペーンは、既存のデジタルマーケティング基盤を生かし、低コストで高い効果を期待できる手法です。ぜひ、御検討をお願い申し上げます。

次に、別府市の宿泊予約サイトは、観光業にとって重要な役割を担っています。そこで、昨年から今年にかけて、宿泊予約サイトにおいて行われた変更や改良について、具体的な内容を教えてください。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

主な変更点は、オンライン宿泊予約サービスからコンシェルジュが旅行プランを提案及び手配を行うオーダーメイドサービスに切り替えております。現在サイトのリニューアルに向けて取り組んでいるところであり、このリニューアルにより、情報発信だけでなく、旅行手配という旅行会社の機能を兼ね合わせたサイトを目指しております。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。では、インバウンド需要の増加に対応するためには、宿泊予約サイトにおける多言語対応やオンラインコンシェルジュサービスの需要が不可欠です。観光客が直接アクセスしやすいように、予約手続や観光情報をスムーズに提供することが重要です。

このようなサービスを充実させることで、宿泊予約サイトの利用が増加し、より多くの観光客を迎え入れることができるのではないかと考えます。別府市として、このようなサービスの充実についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

現在、インバウンドにつきましては、B－b i z L I N Kにおいて、フェイスブックやeメールでの海外旅行会社からの予約に関しては対応しておりますが、それ以外の個人客などに関しては、ブッキングドットコムなどの世界的なシェアを有する宿泊サイトが確立していることと、サイト運営に当たり、突発的な問合せやクレーム対応に対応するためのオペレーター人員が必要となることなどの理由により、現状、予約の対応はしていません。一般的な問合せにつきましては、インバウンド向けの情報発信サイトである「e n j o y o n s e n フェイスブック」で行っております。

オンラインでのコンシェルジュ対応につきましては、コロナ前の2018年、2019年にB－b i z L I N Kが独自で行った欧米豪アンケートにおいて、旅の情報の取得方法のほとんどがG o o g l eやトリップアドバイザーという結果であったことから、現状当該機能は有していませんが、今年度実施するアンケート調査の結果を見ながら検討したいと

考えております。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。インバウンド対応についての現状や取組に関して理解いたしました。

オンラインコンシェルジュサービスの必要性として、資料8を御覧ください。

1つ目です。観光情報の提供です。オンラインコンシェルジュサービスは、観光客に観光情報、レストラン、アクティビティーなどの情報を提供することができます。これにより、観光客はより充実した旅行を計画することができます。

次に、質問対応です。観光客は旅行中に様々な質問を持つことがあります。オンラインコンシェルジュサービスは、これらの質問を迅速かつ丁寧に対応することができます。

次に、トラブルの対応です。オンラインコンシェルジュサービスは、観光客が旅行中に遭遇するトラブルに対してもサポートを提供することができます。これらにより、観光客は安心して旅行を楽しむことができます。これらの取組を進めることで、インバウンド需要に効果的に対応できると考えます。ぜひ、前向きな検討をお願いいたします。

次に、上人ヶ浜公園・的ヶ浜公園についてです。

今後の公園利用について、各公園の今後の計画や、現在行っている内容についてお聞かせください。

- 建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

上人ヶ浜公園について、まず説明いたします。北側エリアにつきましては、Park-PFI事業としまして公園整備を進めていまして、来年の春から夏頃の供用開始を目指しています。整備が完成しますと、リニューアルされた海浜砂湯を核としまして、レストラン、体験型宿泊施設、コンテナショップが配置され公園が活性化されることが期待されます。

南側エリアにつきましては昨年度より園路のバリアフリー化や駐車場の拡張整備を行いました。来年度までの3か年の事業で利用しやすい公園として再整備を行います。

また当エリアではアーバンスポーツエリアも今年度より利用が可能になりまして、特にバスケットコートは好評でございまして、今後も増設する方向で整備を進めていきたいというふうに考えております。

的ヶ浜公園につきまして説明いたします。今年度実施設計を取りまとめるようにして、10月から毎月再整備に向けた意見交換会を行って、市民の意見を聞きながら計画を進めているところでございます。イベント時だけではなく日常も利用しやすい公園を目指して整備したいと思っております。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。

次の質問に移ります。

泉南ロングパークの成功事例を参考とした観光振興策についてです。

大阪市の泉南ロングパークは、大阪のハワイとも言われる観光スポットで、豊富なアクティビティーやレジャー施設を搭載しています。

資料9を御覧ください。

まず、1つ目です。海水浴。広大なビーチエリアでは、海水浴やマリンスポーツを楽しむことができます。

2つ目です。アクティビティーですね、スリル満点のアスレチックやスケボーパーク、バスケットコート、サッカーコート、公園、展望台があり、子どもから大人まで楽しめます。

次に、3つ目です。グランピングです。グランピング施設では快適な宿泊と食事を楽しむことができます。

4つ目ですね、その他と書いてますが、飲食店、バーベキューエリア、温泉など様々な施設があります。飲食店が魅力的な要素になっていますし、別府市もこのような施設を参

考にして、観光振興を図ることができるのではないのでしょうか。上人ヶ浜公園、的ヶ浜公園の整備において、別府市の観光資源として、自然環境や温泉を生かしたアクティビティーや施設の整備が進めば、観光客を引き寄せる効果が高まると考えます。

泉南ロングパークの成功事例を踏まえ、別府市として今後の観光振興に向けた取組についてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

大阪の泉南市にある通称泉南ロングパークは、大阪湾に面して約1.9キロメートルある砂浜に隣接した大阪府の用地を泉南市が借り受け、公民連携を図るため、多様な手法を活用し、泉南りんくう公園として開設しているようです。的ヶ浜公園につきましても、スパビーチに接してしまして、立地環境として似ているところがあると思いますが、まずは現在毎月1回行っている意見交換会の中でしっかり議論を重ね、たくさんの人と連携を図りながら、別府市ならではの公園として整備したいというふうに考えております。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。先日、参議院会館で泉南市の市長とたまにお会いした際に、ロングパークもPark-PFIで、別府市を参考にしたと聞きました。今後は逆に泉南市から学べることも多いのではないのでしょうか。

次に、観光協会移設に関する提案とその可能性についてです。

別府市内には、観光客にとって魅力的な施設や自然環境が豊富にあります。その活用方法においてさらなる改善の余地があります。特に的ヶ浜公園周辺は、豊かな自然環境や海辺のアクティビティーが可能な場所です。その他の、私は他の自治体の視察に行くと、多くの自治体は、観光協会がレンタサイクルなどアクティビティーや飲食店の窓口になっているのをよく見ました。仮に観光協会をこの地域に移設することによって、地域資源を最大限に生かした観光活動を促進できると考えます。移設後は朝市やマルシェ、ビーチアクティビティー、テントサウナ、バーベキューなどのイベントを開催することができ、地域の魅力を広く発信することが可能です。

また、市民や周辺に宿泊する観光客に対して、食や観光の促進ができると考えます。特にランチ、夕食難民が多い別府市では、的ヶ浜公園にバーベキュー施設を設置すれば、打開策になるのではないのでしょうか。観光協会の施設に関しては市として答弁しにくいと思いますが、前向きに検討いただければと思います。

すみません、答弁がちょっと難しいってことなので、次の質問に移りたいと思います。すみません。

浜脇中学校跡地の利用法についてです。

浜脇中学校のナイター設備や体育館など、既存の施設と現状、既存施設の現状と利用可能な状態について教えてください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

旧浜脇中学校の運動場及び体育館については、それぞれ利用に必要な整備を実施し、令和6年2月から市営体育施設として供用を開始しております。屋外運動場については、バックネットやフェンスの設置、ナイター照明の操作盤の更新を行っております。体育館については、照明のLED化やトイレの改修、空調の設置に加え、床の張替え等を実施しており、地震や津波等の災害の際は避難所にも指定されております。

また、管理教室棟につきましては、産業施設としての活用をすることが決定しており、ワークショップを経て決定した利活用案に沿って、ものづくりの拠点であり、人や企業の交流を育む場として整備する方向で進めているところでございます。

○2番（石田 強） ありがとうございます。では、全国的に廃校跡地をスポーツ合宿や宿泊施設として活用している自治体があります。

資料10を御覧ください。

SAGA FURUYU CAMPでは、廃校を改修し、スポーツ合宿施設として活用しています。体育館やグラウンドも整備されており、全国から多くのチームが利用しています。そして宿泊施設として活用もしています。歴史的な建物を生かした内装で、観光客に人気です。地元の食材を使ったレストランも併設しています。廃校を活用した地域貢献活動も盛んで、地域住民の交流拠点として、イベントやワークショップを開催したり、ボランティア活動の場を提供したりします。

市として、他の自治体の事例を調査していますか。成功事例や課題についてどのように考えているか、答弁願います。

○産業政策課長（市原祐一） 答えいたします。

旧浜脇中学校管理教室棟の利活用の検討に当たっては、県内外の事例調査を行っていますが、その中で、産業振興の観点では、雇用や事業の創出や関係人口の増加、また、地元住民の交流の促進が図られている事例を成功例と捉えております。

当面は公の施設としての産業振興の用に供することから、現時点では管理教室棟を宿泊施設とすることは検討しておりませんが、有効活用が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。別府市は、少年少女のスポーツが盛んですが、合宿や大会を開催したくても受け入れられる宿泊施設が少ないため、県内外からチームを集めることが困難です。そのため、県内では中津江村、県外ではグローバルアリーナなど受入れ施設がある場所で大規模な大会が行われています。スポーツ活性化がさらなる可能性を広げると考えます。産業振興の施策、そして厳しいときは、施設の一部を改修するなど、前向きに検討してください。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

高齢者福祉のさらなる向上についてです。

地域コミュニティの強化として、高齢者が孤立せず、地域とつながりを持ちながら生活するためには、地域コミュニティの活性化が不可欠です。高齢者向けの地域活動や世代間交流の場などを増やすために、市としてどのような施策を展開していく考えがあるか、お伺いします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） 答えいたします。

別府市民の3人に1人が65歳以上の高齢者でありますので、市全体で、様々なコミュニティを形成し、高齢者を支え合うまちづくりを目指すことが肝要だと考えております。高齢者福祉課におきましては「高齢者が健康で安心して暮らせる地域づくり」を基本理念としまして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年に一度見直ししながら計画策定しておりますので、その計画に沿って、今後も取り組んでいく考えでございます。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございました。高齢者福祉計画に基づく取組について、大変重要であると感じております。加えて高齢者の健康づくりやコミュニティ形成に向けた具体的な取組として、別府市のみんなで健活ポイントのような仕組みを地域デジタル通貨として活用することは、地域全体で高齢者を支え合う体制づくりに一層の効果をもたらすと考えます。

資料11を御覧ください。

ポイント獲得健康活動の促進です。別府市では、地域で行うウォーキングイベントへの参加でポイントを獲得できます。さらに、温泉利用やジムやプールなどでの健康活動への参加を通じて、ポイントを獲得できる仕組みを導入してみてもはいかがでしょうか。

資料12を御覧ください。

公民館でポイントを商品や商品券と交換できる仕組みを導入します。高齢者の方々は、ためたポイントを地域のお店で利用できる商品券に交換することも可能になります。ポイ

ント管理システムを導入することで、公民館におけるポイントの付与や利用・残高確認を適切に管理でき、不正利用を防止し、透明性を確保します。

さらに、公民館ではポイント制度に関する情報を積極的に提供します。高齢者がポイント制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、パンフレットやウェブサイトを通じて情報公開します。このような仕組みを導入すれば、高齢者の外出促進や健康増進、地域コミュニティの活性化に付与するものと思われます。こうした新たな取組も、ぜひ進行中の地域デジタル通貨計画の中で御検討いただければ幸いです。

次に、高齢者がスポーツを通じて地域間の交流を深めることは、高齢者の生きがいや介護予防、また、健康増進だけでなく、地域活性化につながるとも考えます。他の自治体と連携した交流試合や合同スポーツ大会を開催するなどございますか、答弁願います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

高齢者福祉課では、毎年秋口に大分県で開催されます「豊の国ねりんピック」において、絵画や囲碁、将棋などのほか、スポーツ競技としましてはマラソン、テニス、サッカー、野球、ペタンク、剣道など、他市町村の高齢者の方々とスポーツ交流を行うイベントのお手伝いをしているところでございます。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございました。「豊の国ねりんピック」のような取組は、高齢者の交流や生きがいづくりに大変意義があると感じます。

それでは、資料13を御覧ください。

一方で、地域全体のさらなる活性化や新たな参加者層を掘り起こしを図るため、市が主体となった独自のスポーツ交流イベントや、大会の開催を提案します。例えば、他の自治体と連携し、宿泊や観光を組み合わせた交流イベントを企画することで、地域経済の活性化や別府市の魅力発信につなげることができるのではないのでしょうか。また、既存のイベントに参加しづらい方々を対象に、軽スポーツや新たな競技を導入することで、さらに多くの高齢者が気軽に参加できる場を提供できると考えます。

具体的な例としまして、資料14を御覧ください。

別府でパークゴルフ大会を開催し、観光や宿泊プランと連携することで、県内外から多くの参加者を呼び込むことが期待できます。このような取組は、高齢者福祉の推進だけでなく、観光振興や地域経済への波及効果も大きいと考えます。ぜひ、前向きに御検討いただきますようお願い申し上げます。

次の質問です。

高齢者が参加しやすい環境づくりについて、高齢者がスポーツに親しむためには、費用面での負担軽減も重要です。市内の体育館やスポーツ施設、プールの利用料を高齢者向けに割引する仕組みや、特定の日に無料にできる「スポーツ無料デー」の導入を検討する考えはありますか。答弁願います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

以前スポーツ施設のトレーニング室の使用について75歳以上の高齢者を対象としまして無料券を配布しておりましたが、令和元年度に「福祉サービス事業あり方検討委員会」で、建物や設備を維持管理するための費用としまして、利用者負担として使用料を徴収することは必要ではないか、特定の人だけに利用しているではないか、別の福祉施策に費用を出すべきではないか、といった御意見等をいただいた結果、最終的に事業を廃止した経緯がございます。

今回の御意見は、広くスポーツ施設の割引や「スポーツ無料デー」など以前の事業のものと内容は違いますが、福祉施策として取り組むことにつきましては慎重に判断すべきだと考えております。

○2番（石田 強） 答弁ありがとうございました。過去に福祉サービス事業が、「福祉サービ

ス事業あり方検討委員会」の議論を踏まえたり取組が行われた経緯について、よく理解しました。

一方で高齢者の健康増進や、介護予防といった観点からは、スポーツ施設の利用を促進することが重要であり、それが効果として医療費や介護費用の抑制につながる可能性もあると考えます。ぜひ、前向きに検討していただきますようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

市役所の働き方についてです。

取手市の生成ＡＩ答弁書についてです。取手市では、生成ＡＩを活用して答弁書の制作を効率化し、職員の業務負担軽減を図っていると聞きます。この取組の効果について、市はどのように評価していますか。

また、この事例を参考に、別府市においても生成ＡＩを導入することで、答弁書の制作の効率化を図ることが可能だと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

別府市では、令和５年１１月から汎用生成ＡＩの利用を開始し、令和６年１２月現在、２０７人の職員が業務で活用しているところです。生成ＡＩは、その特性の一端としまして、あらかじめ大量の情報を学習しており、文案の作成や要約、企画案のアイデア出しなどにおいて有効で、業務の効率化が期待されます。

反対に注意点としましては、生成ＡＩの回答が必ずしも正しいものではなく、情報は正しいか、適切な表現となっているか、著作権など他者の権利を侵害していないかなど、必ず職員が確認を取る必要があります。さらには、入力した内容が学習データとして使用される可能性があることから、機密情報を入力しないなどの注意が必要となります。

このようなことから、生成ＡＩを活用した答弁書作成につきましては、その特性や注意点を踏まえ、職員の知識と経験を補足するツールとして活用することが効果的と考えております。

○２番（石田 強） 答弁ありがとうございます。取手市のシステム導入の目的についてです。導入目的としまして、議会对応業務の効率化、より高度な情報収集、より質の高い議論展開に向けた調査研究が目的で導入されました。システムの主な特徴は、想定質問の生成、取手市議会議事録検索システムとの連動、各種計画や資料の情報を反映した答弁書の素案を生成、他の自治体の事例検索と要約情報を反映した答弁書の素案の生成。生成された答弁書の素案のニュアンス変更機能、推進検討ができることが主な特徴です。株式会社アドバンスト・メディア生成ＡＩを適切に導入・活用し、効率化を図ることで、職員が創造的かつ重要な業務に集中できる環境が整うことが期待できると聞きました。引き続き、取組について進めていただきますようお願いいたします。

最後の質問です。

議事録サービスについてです。

最近、ＡＩを活用した議事録作成支援サービス「ログミーツ」が注目を集めています。このサービスは、会議音声を自動的にテキスト化し、要約の作成も支援するなど、議事録作成の効率化に役立つと言われてしています。このようなサービスを市内の会議や協議会などで導入することで、職員の負担軽減や会議運営の効率化が図れるのではないかと考えますが、市としてこのようなサービス導入についてどのようにお考えでしょうか、答弁願います。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

議事録を作成する支援サービスの導入につきましては、会議の内容にもよりますが、必要に応じて効果的に使うことで、職員の負担軽減が図れるものと考えております。

○２番（石田 強） 答弁ありがとうございます。議事録作成支援サービス「ログミーツ」

のようなAI活用ツールを導入することで、職員の業務負担軽減や会議の運営の効率化が実現できる可能性が高いと思います。

以上で私の質問、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。

12月ということで、予算を編成する上で皆さんは大変お忙しい時期に私の一般質問に当たって対応してくださった全ての職員の皆さんに、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

質問に入ります前に、議長に資料の配付の許可をお願いしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（加藤信康） はい。

○1番（塩手悠太） 今日資料を使いながら質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず今回は、前回に引き続いて別府市の総合戦略、総合計画の中から、私が今後の別府市において、ここは議論というかしないといけないだろうというところ、問題意識を持っているところを幾つかピックアップして、それに対して質問をしていきたいと思います。

総合計画というのはどういうものなのかというと、要は分かりやすく言うと、今後の別府市をつくっていく上で、どういう別府市を築いていくのかという別府市まちづくりの、要はソフト面の説明書というか、羅針盤みたいな、本当に重要な計画書になります。この計画書から質問をしていくんですが、まず人口ビジョンというところから質問をさせていただきます。

今の別府市の人口は、最新のもので約11万2,373人ということで、一番別府市で人口が多かったのが今から44年前の昭和55年の13万6,485人というところと比べると、今の別府市はそのピークのときから比べると約2万4,112人の減少となっていて。国全体としてどうなってるかというところを見ると、国全体としても、今から16年前、2008年ですね、約1億2,783万人というところをピークにそこから減少していて、今1億2,379万人というところと比べると、約404万人減少している。ということは、国においては16年前から人口が減り続けている。別府市においては、もう44年前から人口が減り続けているというのは、ここはもう事実としてあります。

よく人口が減ると、経済規模を図るGDPと言われるようなものが、それに伴って縮小していくんじゃないかというような議論もあると思うんですが、別府市においては、44年前の市内総生産、市内GDPから比べると、実は人口が減っているにもかかわらず、市内GDPというのは増えてるんです。ということは、見方を変えると、人口が減って、総生産の経済の規模が大きくなるということは、1人当たりの生産性が上がってるんじゃないかという見方ができるということで、必ずしも、人口減少というのが負の側面だけではないというふうに私は認識しているんですが。

ただ、今の人口減少というのは、少子高齢化が伴うということで、この少子高齢化によって人口のピラミッドというところが、非常に偏りのあるような構造になる。その影響で、例えば急速な人材不足が発生したりとか、社会保障費が増大するというような、今は負の側面のほうが大きいような状況にあります。この状況を勘案したときに、別府市としてこの人口減少に対してどのような見解を持っているのかというところと、別府市の人口ビジョン、人口目標というところは、2040年に約10万人維持しようというような計画になっていますが、この10万人を設定した理由ですね。例えば1人当たりのGDPを積み重ねていったときに、大体今の別府市の市内総生産、平均が3,500億円ぐらいですから、この3,500億円を維持するためには10万人必要なんですというような何か理由があるのかどうかというところですね、この2点まず伺います。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

本市の人口減少は、自然減を要因とするものであり、国が地方創生の取組が本格的に始まってから10年の節目を迎え、地方創生を総括した「地方創生10年の取組と今後の推進方向」において、「自然減の対応は個々の自治体の努力には限界があることを踏まえる必要がある」と結論づけられておりますことから、個々の自治体で解決できる問題ではないということが分かります。これから急加速的に進行する少子高齢化や出生率の低下による人口減少社会においては、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりを進めるため、一人一人が多様な幸せにつながる施策を推進していくことが大切であると考えております。

また、10万人の設定理由についてであります。10万人につきましては一つの目安であると考えております。

○1番（塩手悠太） 10万人を設定した理由というのは、取りあえずというか10万人、2桁維持しようみたいな、明確な理由がないというところは理解いたしました。そこが問題じゃなくて、今答弁にありましたように自然減というのは簡単に説明すると、生まれてくる子どもの数と亡くなった方の数の差がマイナスになったときですね、これが自然減というような言い方をするんですが、ここ数年別府市の状況を見ますと、このマイナス差が約1,000人ぐらいの水準で来ております。細かい数字というのはちょっと割愛しますが、生まれた数というところで見ると、2002年が別府市約1,025人、子どもが新しく生まれたのに対して、最新のデータ2023年は約619人ということで、この20年間の間に400人も別府の将来を担う子どもたちが減っているというところになってます。また、その分別府市やこの日本の将来を担う貴重な宝が減っていると、ここに私は一番の強い問題意識を持ってるんです。

ということで、今答弁の中でもありましたように、個々の自治体ではこの自然減、人口問題は解決できる問題ではないとか、自然減の対応には限界があるというような、ちょっと別府市らしくない発言があったと思いますが、私は個々の自治体でもここは対応できるというふうに思ってます。例えば、安心して子どもを産み育てられるような環境をしっかりと整備することによって、あとは別府市は山もあって海もあって、そして貴重な温泉もある、また市民の方々も優しいということで、もう人がたくさん、子育て世代が集まるような環境も既にあると思うんです。あとはその環境をいかに整備するかというところが重要だというふうに思うんですが、この別府市でこの人口減少というか人口問題を、別府市だけで解決していくんだというようなちょっと強気な設定をしてもいいんじゃないか、いやこれは個人の見解なんですけど、してもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そういった環境整備をしていくときに、別府市としてこの人口ビジョンの目標実現というところに向けて、重視している取組が何かあるのかということと、仮にその実現に向けてターゲットとしているような年齢層というのがあるようでしたら、併せて教えてください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

まず、重視すべき取組につきましては、現行の総合戦略に記載されている各取組でございます。

次に、ターゲット層についてですが、現行の人口ビジョン将来の方向性といたしまして、市内における多様な魅力のある雇用機会を創出することで、有配偶率の向上や、大学新卒者及び子育て世代の世帯の転出抑制を図るための様々な施策を実行し、人とまちを守り、まちをつくるというふうにされております。

○1番（塩手悠太） 私は、この子育て世帯、若者世代に対してアプローチをしていくことが重要ではないかという見解を元に、今日は前回の議会に引き続いて、働きながらの子育

て支援政策というところの必要性について少し述べていきます。

まず、この質問に入る前に、行政が子育て支援施策を何でもかんでも提供すればいいのかというと、私はそうではないというふうに思うんです。子育てをする上で、やはり一番の責任を担うのはやはり、私子育てしたことがないですけど、私の思いとしては、保護者が一番の責任をまず担うのではないかと、この保護者の責任と役割、そして行政の責任と役割というのをしっかりと整理した上で、子育て支援政策を整備していくこと、展開していくことが重要ではないかと思うんですが、別府市として、この役割分担というか、責務においてどういう認識をお持ちでしょうか、お答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

児童福祉法において、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うと規定されています。また、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定されております。

また、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村は子どもの健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことと規定されております。

このように行政として別府市が果たす子育て支援の役割は、子どものみならず保護者も併せた子育て支援策を総合的かつ計画的に実施することであります。そのため、別府市においては、子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図っております。

○1番（塩手悠太） 今、相対的に答弁していただきましたが、ちょっと重複するところもあるかと思いますが、私は子育てにおいては、先ほど答弁の言葉借りると第一義的責任、要は最も重大な責任をやっぱり担うのは保護者というところだと思うんですが、これだけ社会情勢が変化しておりますから、全て保護者が子育てに対して責任を持つというのはなかなか難しいというふうに思うんです。

やっぱり保護者が子育ての責任を担えるように、行政がそこをサポートしていく、要は、選択肢を増やすということが非常に必要というか重要ではないかというところで、今日は、その選択肢を増やすというところで、前回9月の議会で質問、議論させていただいた、働いているときに急に保育所に預けているお子さんが体調不良でお迎えに来てくださいと連絡が来て、仕事を抜けられないような状況にある方が、代わりに子どもを迎えに行って、一時的に預かってもらえるようなサービスがありますよというところを議論させていただいたんですが、答弁の中で、例えば幾つか別府市として懸念点というか、こういうところが課題だと思っているというところをいただいたので、そこをちょっと今日カバーするようなことを、要はベビーシッターというところをちょっと活用した形で、この事業、サービスを提供できないかというところでちょっと資料作ってきましたので、資料2を皆さん御覧ください。

これですね、ちょっとスキームを作ってみたんですが、少し簡単に説明すると一番上、保護者ですね、これ利用者になります。まず1番、この保育所等というところに子どもを預けます。そして2番ですね、子どもが体調不良を起こしましたと。そしたら3番、お迎えの連絡が保護者に来ますね。その後に4番で、送迎サービスの連絡を保護者が一番右の事業者というところに連絡します。要はここがベビーシッターの事業者になるんですが、その後5番、ここ赤文字で記していますが、ベビーシッターの方がお迎えの代行に行くと。そして6番、そのまま子どもを病院で診療させると、診察してもらう。そして7番、保護者が仕事終わって迎えに来るということですけど、これ保護者の自宅ですので、保護者が帰ってくるまで一時的に預かるという、こういった流れになっております。

資料3を御覧ください。

ちょっと自分なりに、これがじゃあ別府市で提供されたとき、どれぐらい予算というかお金がかかるのかというところ、ちょっと簡単にですけど試算してみました。要は先ほどの図でいくと、5番、6番、7番、ここの部分が、要は送迎一時預かりサービスということで、別府市の子育て世帯に提供したいサービスというところで、前回の答弁は、これが病児施設の方たちと連携をしていかないといけないというところで時間がかかるということだったんですが、ここの部分をもう業務委託してはどうかということを考えて、少し料金試算してみました。それが右のところなんですけど、ちょっと細かく字が書いてあるんで後で御覧いただきたいんですが、一番下のところ、仮にベビーシッターさんたちが預かる場所を、別府市が一つ提供しますというところになると、予算が約1,100万円、もうベビーシッターの延長線でいいよというところで、もう自宅で預かってくださいというふうになると、下の図で約300万円ということになります。

この方法だと、別府市が危惧というか懸念されていたポイントをクリアして、例えば人材確保ということも、もう民間の力を使えば解消できますし、またこれ活用の幅広げようと思えば、例えば夜間の一時預かりだったりも対応できるということで、別府市として24時間体制で子育て支援施策できますというようなことにも行き着くのではないかなというふうに思っているんですが、仮にこの事業がなかなか難しいというふうになったとしても、第一弾として、ベビーシッターを利用したときの補助を出すというところから始めてみてもいいのではないかなというふうに提案をしたいんですが、これについて別府市として必要性や取組についての見解というところをお聞きいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

体調不良のお子さんの送迎につきましては、社会全体で気兼ねなく仕事が休める機運の醸成が理想的である旨、令和6年の9月議会で御答弁させていただきました。仕事や子育てにおいて様々な価値観をお持ちの保護者の方へ、真に必要な支援策を検討することも行政の役割ではないかと考えております。

今後は、他の自治体の取組事例なども注視してまいりたいと思います。

○1番（塩手悠太） 前回別府市からいただいた課題というところを自分なりに解消するような形で、今回ちょっと用意をさせてもらったので、あとは別府市の決断というところ委ねたいなというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討というところをお願いしたいと思います。

それでは次に、よく意見交換会とかでいただくような声をちょっと代弁していきたいなというところで、子どもたちの遊び場というところについて、ちょっと別府市の見解をお聞きしたいと思います。

よく全天候型、天候に関係なく子どもたちが遊ぶような場所、別府市にも欲しいというような声をよく聞くんですけど、他市の状況とか見ると、例えば天候に関係なく滑り台とかボールプールとか何かクライミング施設みたいなところ、複合的な施設を用意しているような自治体もあるというところで、どういう手法でそれを提供してるのかなというふういろいろ調べてみると、例えば、企業版ふるさと納税の個別具体的な施策として、それを対象にして企業とタイアップして、協力して、それを提供しているような自治体もあるというところなんですけど、別府市としていろいろ手法はあるとは思いますが、まずこの全天候型の子どもの遊びの広場というところの必要性について、どういうふうに考えているのかというところをお聞きいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

子どもや子育て世帯にとって、遊ぶ選択肢が増えることは好ましいことだと思います。別府市内におきましては、屋内で親子や子どもが遊べる場所として、子育て支援センター

が6か所、児童館が4か所ございます。児童館では卓球やバドミントンなどもでき、子どもが自由に遊ぶことができます。また、市内には民間が運営しております屋内児童広場も幾つかございます。このような施設についてどのような在り方がよいのか、他の自治体の状況を参考に考えていきたいと思います。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。別府市としていろいろ他市の状況とかを調べながら、運用形態も含めて検討していくということでしたので、その検討した結果を後日また教えていただければ、また自分もそれなりにそれについて調べて、課題を解消したような質問とか提案をしていきたいなと思しますので、後日また教えていただければなというふうに思います。

次の質問です。

ちょっとテーマ変わります。テーマが変わりまして、都市基盤というところについて質問をさせていただきます。

前回に引き続き、都市計画からちょっと質問させていただくんですけど、都市計画というのは簡単に説明すると、そのまちの将来的な姿を想像して、例えばこういった地域にはこういった建物を建てようねとか、この地域の高さはこれぐらいにしたほうが皆さん、日照権もそうだし、安心・安全に暮らせますよねというようなハード面でのまちづくりというような計画になるんですね。これが別府市版というのがあります。これの別府市版が別府市マスタープランと言われるようなものになります。私の中での認識としては、総合計画というのは、別府市の将来的な姿を思い描いてどういう政策をしていけばいいのかというのを計画するものですから、要はソフト面での計画書。この別府市マスタープランというのは、ハード面でのまちづくりということですので、私はこの2つがまちづくりの中心となって、一緒に歩を進めてまちづくり、将来的なまちづくりの展開をしていくんだらうというふうに思っているんですが、この別府市マスタープランというところをちょっと詳しく調べてみると、実は平成23年、今から約13年前に改定されて、見直しされて以来、そこから約13年間全く見直しがされていない。だから、要は総合計画はどんどんどんどん見直しされて進んでいくのに対して、このハード面でのまちづくりの基盤となるマスタープランだけが、約13年間置いてけぼりというか、何も進んでないというような認識を持ちました。

例えば、このマスタープランの中でのまちづくりの理念って言われているところが、「住んでよし、訪れてよしの国際観光温泉文化都市づくり」というところであって、恐らく今のまちづくりのソフト面での理念である、地域を磨き別府の誇りを創生するということとは少し整合性というか、ちょっとうまくマッチしてないんじゃないかなというようなところも問題意識として持っているんですが、これらのことからこの別府市総合計画と、このマスタープランのまず整合性について、別府市としてはどういうふうに考えているのかということと、今の社会情勢等に合わせて、別府市マスタープランも見直しをしていくべきではないかなというふうに私は思っているんですが、その辺りの見解について2点お聞きいたします。

- 都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

都市計画マスタープランにつきましては、おおむね20年後の別府市のあるべき姿、方向性を見据えまして、その実現に向けて都市づくりを進めていくための基本的な方針として策定しており、総合計画を上位計画とし、都市計画に関連する事項について定めております。このマスタープランが示す方針に沿いまして、都市計画道路や下水道などの都市計画の事業を実施していくことになります。

見直しにつきましては、上位計画の見直しや社会環境の変化など、マスタープランの方針に大きく影響がある場合には見直すこととなっております。したがって、総合計画

等の見直しでマスタープランに関わる部分に動きがありましたら、それに沿って見直すこととなります。

- 1番（塩手悠太） 今答弁されたように、総合計画等の見直しというところで、来年総合戦略が見直しをされますね。ということは、それに合わせてこのマスタープランも見直しをされるのではないかなと、個人的に想定をしているんですが、マスタープランの見直しに合わせて、これは本当に社会情勢を配慮させた、考慮したような見直しになるというふうに思うので、一つ今別府市でもいろいろと取り組まれている移動手段の確保についての見直しというところも、一緒に組み込んでいただきたいなというふうに思うんですが、例えば今ライドシェアやられてますね、ライドシェアの取扱いだったりとか、また大分県が推進をしている自転車促進計画、別府市は多分今自転車促進計画なるものを策定はしていないというふうに思うんですが、例えば大分市とかは、レンタサイクルの事業が盛んに取り組まれていたりとか、例えば私は個人的に行政視察、他市の観光地とかに視察研究しに行くと、やっぱりそこでもレンタサイクルとか、自転車促進を推進しているような自治体も多いというところで、ぜひそれらも合わせて、このマスタープランの見直しに合わせて、現状に即した移動手段の確保というところの全体的な計画の見直しも一緒にされてはいいかなというふうに思うんですが、その辺りについて御見解をお願いいたします。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

自転車の利活用は、交通混雑の緩和や環境保護、市民の健康の向上などが期待でき、持続可能な都市づくりの一環として注目すべき事業ではあります。しかし、自転車専用道路や駐車場の整備など、インフラ整備や教育プログラムの充実など多面的に取り組む必要があることから、他の自治体の動向や都市計画マスタープラン、そして現在作成中の第3期総合戦略の状況などを注視しながら、移動手段の全体的な計画を研究してまいりたいと考えております。

- 1番（塩手悠太） 大分県その他市でも、やっぱり自転車促進というところの一つの移動手段の確保として検討されているようなところもあるので、別府市坂道が多いというようないろいろ声を聞くんですが、それは電動自転車というところもありますので、ここの移動手段の一つとして、自転車というところも一つ別府市も検討していただきたいなというふうに思います。

では、次にこれもちょっと前回積み残した質問として、地区条例というところの質問に入らせていただきます。

山の手の地区条例についてなんですが、前回の議論では、旧山の手中学校があるあそこの山の手地区というのは、実は地区条例というものが制定されていて、例えば面積に関係なくボウリング場とかゴルフ場というところは建てちゃいけませんよとか、あと高さの制限、規制ですね、15メートル以上の高い建物建てちゃいけませんよというような規制がかかっているんですけど、ちょっと前回紹介しなかったところで、実はこの地区条例があっても、3,000平方メートル以内の例えばホテルだったりとか店舗、事務所というところは実は建てられると。ただ、高さが問題というところがこの地区条例に入っているというふうに思うんですが、この条例の中にある8条部分に、首長が公益上必要な建築物で用途上、または構造上やむを得ないと認めて許可したものに関しては、この適用がされませんよというところがありますので、これはほかの市町村と比べ、参考にして、一つ、例えば第三者委員の委員会みたいな建築審査会みたいなところの同意を得るような形で一つルールを、規制とか強くしてもいいんじゃないかというところの見解を聞いたんですが、ちょっと改めてそこの見解について、今の別府市の答弁というかお考えをお聞かせいたします。

- 都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

地区計画は、地区の課題や特徴に応じまして良好なまちづくりを進めるための制度でございます。その趣旨や目的等を踏まえた適切な制度運用が重要であると考えております。

特例許可の考え方としましては、公益上必要な建築物で、用途・構造上やむを得ない範囲で、かつ、景観を乱さない建物が想定されます。今後も地元の意見等を大切にしながら、適切な運用方法を考えていきたいと思っております。

- 1 番（塩手悠太） 前回に続いて、ちょっと口約束的なところ、雰囲気があるんですけど、ちょっと一つここで確認をさせていただきたいんですが、条例の中にある公益上必要な建築物というのに、先ほど言った3,000平方メートル以内のホテル、それから店舗、事業所というのは該当しないという認識でいいのか。そして該当しないというんだったら、この15メートルの高さの規定はそのまま守られると、また条文に明記をしなくてもここは守られるというような認識でいいのか、そこだけちょっと確認させてください。

- 都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

山の手地区の地区計画条例におけます特例許可でございますが、これについては公益上必要な建築物を対象にしたものでございます。マンション、店舗等については、公益上必要な建築物には当たらないものと認識しております。

- 1 番（塩手悠太） ありがとうございます。今ちょうど、前回あそこの山の手中学校の解体に係る意見交換会とか説明会でもいろいろ地域から要望が出てきたと思うんですけど、やっぱりあの地域の人たち、別府市民も含めてあそこにどういう利活用が最終的にされるのかというのは非常に関心があるところだと思いますんで、今、言質というかしっかり確認が取れたので、一つ地域の皆さんにもしっかり共有をしていきたいというふうに思います。

それでは、次にテーマ変わしまして、観光というところで新湯治・ウェルネスについて、質疑をさせていただきます。

今回、候補地も選定されて、今回補正予算の中でも基本計画というところの、作成の委託料というところが計上されているこの新湯治・ウェルネスですが、私は基本的にこの新湯治という概念と、ウェルネスという概念については、おおむね賛同というか賛成をしております。ただ、ちょっと新湯治・ウェルネス自体の考え方において、私と別府市の間でちょっと認識が違うようなところもあるのかなというふうに思うので、まずこの新湯治・ウェルネスにおいて、別府市が本質的に目指しているものというのが何になるのかというところをまずお答えください。

- 次長兼新湯治・ウェルネス推進室参事（狩野俊之） お答えいたします。

新湯治・ウェルネスの本質、目指していることは、次の100年に向けて新湯治・ウェルネスを産業化し、市民の皆様に幸せを実感していただくということでございます。そのために、産業化に必要と考えます温泉効果の見える化、エビデンスを活用したプログラムの造成、研究・実践拠点施設の設置、人材育成など、どれも新湯治・ウェルネスを産業化する上で欠かせないものとして現在、事業に取り組んでいるところではあります。

- 1 番（塩手悠太） 別府市として、新湯治・ウェルネスで次の100年に向けての新たな産業を生み出すというか創出というところが、一番の事業の本質的な目指すところというところは理解いたしました。ただ、ちょっとそれを受け止めて、私のこの新湯治・ウェルネスについての見解というのを、ちょっと持論になりますが語らせていただきます。

私が、別府市が説明するこの新湯治というのは、要は温泉を研究、それから調査することによって得られたデータを活用して、温泉効能を科学的根拠に基づいて見える化しようというところで、徹底的に別府市の貴重な資源である温泉というのを磨きに磨き上げて、これを追求していこうというところにあるというふうに思っているんです。これを追求することによって、得られたデータをあらゆる人たちが活用して、その結果、例えば産業

が発展したりウェルネス度が深まって、このウェルネスというものがどんどんどんどん大きくなっていくというようなイメージを持っているんですが、ちょっと簡単に、目で見えやすいような図にしましたので、資料4を皆さん御覧ください。

これが私が思い描く、新湯治というところの図になるんですけど、要は、真ん中にあるこの研究所というところが本当に核になるんだろうというところで、この研究所をしっかりと充実させることが重要である。この研究所が充実すれば、例えば上にある研究者とか企業の人が、この研究所に派遣をします。この研究所を拠点にして、別府市の各温泉施設とか、例えば提携している医療機関に行って、そこで調査をします。そこで得られたデータを次、下のほうですね、市民とか観光客がその研究所を訪れて、そのデータに基づいてオーダーメイドのカルテみたいなものをつくってもらおうと。市民とか観光客は、提供されたオーダーメイドのカルテに沿って別府市の各温泉施設に行ったりとか、提携されている医療機関に行って、例えば定期健診を受けるとか、そういった形で活用されていく。得られたデータを次、右側のほうなんですけど、各事業者とかデータ活用者がそのデータを活用して新しいビジネスをつくる、それから既存の事業者の人たちは、そのデータを活用して自分たちのさらに営業努力をかけていく、そのことによって新しいサービスが生まれて、市民だったり観光客がそのサービスを購入しにいく、その購入したサービスがどんどん膨れ上がることによって、別府市の経済が大きくなっていくというようなイメージを持っているわけであります。

資料5を御覧ください。

私の中で思い描くこの新湯治・ウェルネスというのは、核となるのは本当、一番の核はこの新湯治、徹底的に温泉を磨き上げて研究して追求していく、このことによってウェルネス全体が大きくなっていくというような考えを持っているんですが。

ということは、私が何が言いたいのかというと、この新湯治・ウェルネスにおいて、この新湯治に特化した施設というところを提供というか設置をするべきだというふうに考えているんですが、そうすると別府市が選定された扇山の4ヘクタールの敷地というところは広いんじゃないかなというふうに思うし、あの規模のものを本当に設置する必要があるのかなというような疑問を抱くんですが、その辺りについての別府市の見解というところをお聞きいたします。

○次長兼新湯治・ウェルネス推進室参事（狩野俊之） お答えします。

敷地の面積につきましては、市民エリアはテルマスを参考に、ゲストエリア・ラボエリアはフランスの視察などで得た情報を基に、それらに民間提案エリアなどを含めた規模を想定しています。

研究・実践拠点施設では、温泉効果の見える化からプログラムの体験までをワンストップで提供するとともに、景観・借景が、療養やウェルビーイングに重要な要素であり、別府湾、別府市街地が一望できるこの場所は、長期滞在や非日常感を感じる上で適地であるという考えでありますので、この場所にこの規模が必要と考えます。

○1番（塩手悠太） 市として、絶対にということはないと思うんですけど、あそこの扇山の施設にそういった複合型のその研究・実践拠点施設をもう設置するんだという強い思いは伝わってきました。

ちょっと質問の角度を変えて聞いていきますが、その研究・実践拠点施設を起点として経済を活性化させて得られた果実を、市民の方に福祉として還元していくというふうに説明されていたりもしますが、仮に、まだ運用形態決まってませんが、扇山に設置するに当たって、別府市は土地だけ貸して、後はもう民間から全てやってもらって、土地代だけ入ってきますよという形だったら、別府市の税金というところは投入されないと。ただ、仮に少しでも別府市の税金がそこに投入というか入るようでしたら、やっぱりそこの原資とい

うのは一つ、市民の方が納めている税金という点において、やっぱり市民の方は今物価高で非常に苦しいというか、厳しい生活というか家計をやりくりしている中で、別府市として自分たちが納めた税金があそこに投入されて、それが自分たちに還元されるというのであれば、具体的にどういう恩恵が還元されるのかというところをイメージがつかないと、なかなか皆さんで、じゃあ別府みんなでウェルネスで盛り上げていこうという機運にはね、なかなかならないんじゃないかなというふうに思うので、今説明されているのは概念的な定性的なところですけど、ちょっと具体的に、あそこが経済発展してウェルネスで盛り上がることによって、具体的にどういう市民の還元があるのかというところをお聞かせください。

○次長兼新湯治・ウェルネス推進室参事（狩野俊之） お答えします。

新湯治・ウェルネスは、これまでにない新しいことに挑戦し、未来に向けて別府をよりよくしようとする政策です。現状ある制度の変更などのように、個別の効果というものは示しづらいですが、全体的な話になりますが、将来的に人口減少・高齢化で社会保障費が増加することによって、市民負担の増加が見込まれますので、今のうちから新湯治・ウェルネスを推進することによって、観光の高付加価値化を図り、経済波及効果を市全域に広げることで市民の所得が増え、これによって税金が増えれば市民福祉などの市民サービスを充実することができると考えています。

また、拠点施設に湯中運動ができるテルマスの機能が備われば、そこを利用する市民の健康増進が図られ、社会保障費も減少し、心身ともに健康で幸せな生活を送ることができると考えています。こうした好循環を生み出すことが新湯治・ウェルネスです。

○1番（塩手悠太） 説明されている内容は理解というか分かるようなところもあるんですが、やはりちょっと私が思い描く新湯治・ウェルネスというのは、先ほど説明しましたように、市民が寄りやすい町なかにそういった拠点施設というか研究施設をしっかりと充実させて、そこに市民が、観光客が行けばオーダーメイドのものを作ってもらって、それで健康促進だったり、温泉にしっかり入浴できて効果を、効能を感じることができるというような形で示したほうが、あ、あれで自分たちの税金が入ってウェルネスが構築されることによって、自分たちにこういう恩恵があるなって分かりやすいかなと思ってお示しをさせていただいたんですけど、こういうような形で一つの市民への説明というところが必要ではないかなというふうに思うんですが、今、これだけの大きな事業になると、やはり市民の皆さんの理解度とか、賛同度というか、どれだけ中身を理解してるのかというところ、やっぱり別府市としても気になるようなところだと思うんですけど、一度アンケート調査というところを、今、市報でもいろいろ告知されてますけど、一度アンケート調査でどれだけ理解されているのかとか、賛同具合とかも含めて一回してみたらどうかなというふうに思うんですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○次長兼新湯治・ウェルネス推進室参事（狩野俊之） お答えします。

令和5年8月以降、市民や事業者との懇談会、推進会議、市報での連載など、新湯治・ウェルネスの啓発活動に取り組んできました。そのような中、令和5年12月中旬から令和6年の1月中旬にかけて実施しましたまちづくりに関する市民意識調査の中で、本事業の認知度を把握したところです。

○1番（塩手悠太） 別府市がよく私たちのLINE登録をしている、2万人ぐらい登録しているLINEでアンケートを流したりとかされているので、そういったところのLINE活用のアンケートでも少し活用されてみてはいかがかなというところを言い述べて、次の質問に入ります。

次に、都市基盤というところでいくと、防災というところになります。市民の安心・安全な生活を守るためにも、やっぱり災害時の対策というのはしっかりと準備をしていかな

いといけないというふうに思うんですが、先般の台風の被害のときに、私夜間通してある地区で、ちょっと雨とか風が収まるまで待機をしていたんですが、そのときに、数十年その地区に住んでいる人たちとお話をしてるときに、実はあそこの道はこういう状況になってて、避難経路としては適さないんだみたいな、本当に地域特有の情報もたくさん教えていただいて、恥ずかしながら自分も全然知らなかったことだったので、こういうのは何かしっかり形として残していくべきだなというふうに感じたところであります。

そういった事例ってほかにはないのかなというところで、いろいろ調べていくと、ほかの市町村では地域版の防災マップを作成して、本当に地区ごとに細かい避難経路とか情報を盛り込んだようなハザードマップというところを作成しているような自治体があったんですが、地域の人たちのそういった貴重な情報をしっかりと継承していくという意味においても、一つこの地域版の防災マップというところの必要性を感じるんですが、別府市としてはその必要性についてはいかがお考えでしょうか。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

現在、本市においては地域版防災マップはまだ作成しておりませんが、現在作成している防災マップにおきましては、危険区域、避難場所、非常時持出し品、避難情報、災害対策等が記載されており、市民の皆様が事前に確認して、災害時に迅速かつ適切に行動できるような内容となっております。

地域ごとに特化した情報を反映した防災マップの作成は、より実践的な防災意識の向上につながるものと考えます。

○1 番（塩手悠太） 別府市として、この地域版防災マップの必要性は感じているというふうに私は受け止めたんですがその際やはり作成するに当たって地域の方たちとしっかりと議論というか話し合いを行った上で、作成していくのが自然な流れかなというふうに思うんですが、別府市は今7つの地区で、ひと・まち協議会というものを設置されています。ぜひこのひと・まち協議会と活用して連携して、こういった地域版防災マップを作るということも一つの方法ではないかなというふうに思うんですが、その辺りについてはいかがお考えでしょうか。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

地域版防災マップの作成においては、地域住民が主体となり、防災に関する情報を共有し合うことは非常に重要であると認識しております。地域ごとの詳細な情報や住民目線での視点を反映させるためには、地域住民や各種団体との協力が欠かせません。ひと・まち協議会の持つ地域ネットワークを活用することで、より実効性のある防災マップが作成できると考えております。

今後、協議会との具体的な連携方法や役割分担を検討し、よりよい防災マップの作成に向けた取組を進めてまいります。また、こうした取組を通じて地域全体で防災意識を高める機会としたいと考えております。

○1 番（塩手悠太） ありがとうございます。ぜひ前向きに、この地域版防災マップの作成というところを取組を進めていただきたいなというふうにお願いをして、次の質問に入りますが、次は非常事態時の電源確保というところについてお聞きます。

過去、別府の議事録見てもこの電源確保というところについては議論された形が残ってなかったので、一つ確認としても質問させていただきますが、災害時において、やっぱり水、食料、それからトイレというところは必要、必ず確保しないといけないというふうに言われているようなところですけど、やっぱり次に、電源確保というところがやはり重要になってくると。もう今、情報を収集するのもそういったやっぱり電源がないとできないというような状況ですから、やっぱりそういった意味でも災害時の中核を担う、まず庁舎とか避難所の電源確保というところについて、今どういう状況になっているのかというの

をお答えください。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

庁舎の非常事態時の電源の確保については、非常用発電設備を備えており、停電が発生した際の庁舎内の最低限の電源を確保しております。また、市内の指定避難所 42 施設のうち、非常用発電器を保有しているのは 9 施設となります。これらは主に小中学校と公民館で、小中学校においてはガス設備を活用した発電が可能な状況となっております。

災害時における電力の確保は、市民の命や生活を守る上で極めて重要です。特に、スマートフォンやタブレットなどの情報端末は、情報収集・通信手段として欠かせません。今後、非常用電源未整備の避難所における非常時の電源の確保を進めてまいります。

○1 番（塩手悠太） 答弁の中には確保時間、今確保を最低限できる確保時間というところはちょっと言及されていませんでしたが、国からの告知とかお願いとして、やっぱり 72 時間、最低限電源確保してくださいというような案内も来てますので、その辺りもしっかりと留意をした上で、電源確保というところにしっかりと努めていただきたいなというふうに思います。

それから、この防災というところの最後になるんですが、これも経済産業省が推進している電力データを活用した自治体の取組を進めてくださいというふうに言われてますが、この電力データというのは、スマートメーターといって各家庭とか事業所についている計測器から得られるデータであって、例えば災害時の停電状況だったりとか、重要施設がどういう今運営されてるのかというのを、そこからやっぱりデータとして迅速に把握することができるという活用もありますし、また平時においても空き家対策に活用したりという、本当に活用の仕方が多岐にわたっているようなものになるんですが、別府市としては今この電力データの活用というところについてはどのようにされているんでしょうか、お答えください。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

電力データは、防災活動における新たな可能性を開く重要な情報資源であると認識しております。経済産業省による電力データ集約システムの運用開始は、災害時の電力供給状況の把握や、復旧の迅速化に役立つと考えております。具体的には、停電エリアの迅速な特定や、避難所や医療施設など重要インフラへの優先的な電力供給の調整に活用できる可能性がございます。

また、被災状況の全体像を把握し、効率的な支援活動を行うための情報としても有効です。別府市としては、電力データの活用に向けた具体的な取組を関係機関と協議し、検討を進めてまいります。

○1 番（塩手悠太） ありがとうございます。ぜひ、災害時の電源確保というところは今の時代、必須だというふうに思いますんで、そこはしっかりと留意をしていただいて、市民の人の命を守るような体制づくりというところをしっかりとしていただきたいなというふうに思います。

それでは最後、ちょっと時間もあと約 10 分残して財政分析というところに入らせていただきますが、まずは財政中期見通しというところについてお聞きしたいんですが、お隣の大分市が財政中期見通しを 10 月に新しく発表して、今のいろいろな社会情勢、物価高とかエネルギー価格の高騰とかいうところを踏まえて、収支不足でしっかりと今から事業を抜本的に見直すようなところも必要だ、慎重に財政運営をしていくというような発表もされたということで、103 万円の壁とかも今議論されているところではありますが、そういった今の社会情勢を反映させた、今の別府市の中期見通しというところはどういうふうになっているのか、お答えください。

○財政課長（河野文彦） お答えをいたします。

財政収支の中期見通しの推計に当たりましては、実施計画による税収見込み及び事業費の把握に加えまして、県から提供される参考資料も勘案をしております。いわゆる 103 万円の壁については、地方に対する国の対応に関して明らかになっていないこともあり、推計には含めておりませんが、公表準備を進めております財政収支の中期見通しでは、財政運営の目標とする財政調整用基金残高 50 億円を確保しながら推移すると推計をしているところでございます。

- 1 番（塩手悠太） 別府市の今の推測では、一応中期見通しというところは昨年とあまり変わらないというような形だというふうに思うんですが、過去からの別府市の財政状況が今どうなってるのかというところを、ちょっと決算カードベースでまとめてみました。

資料 6 ですかね、皆さん御覧いただきたいんですが、これ私が総務省の決算カードからいろいろ数字を抜粋してまとめた資料になります。2009 年から 2023 年までの決算状況のカード、決算カードの数字をまとめたものなんですが、例えば赤字で記してる実質収支比率とか公債費比率とかというのは、財政における借金の負担率みたいなものですね、とか地方債と言われるものは、別府市の借金の残高、それから積立金というのは別府市の貯金額ですね、というのがいろいろまとめてあるんですが、2009 年からずっと見てみると、あまり数字的なところでは変わらないんじゃないかなと。もちろん地方債が増えてたりとか、基金が増えてたりもしますが、公債費比率とか実質収支比率とか、例えば財政力指数とか経常収支比率とかというのは、おおむね変わらないような状況だというふうに思います。

これ、市長が 2015 年、初めて市長に就任して肉づけ予算をするときの議論として、議事録見ると、そこで初めて市長になって、別府市の状況を蓋開けてみたときに、意外と財政状況厳しいなというふうに認識をしたというような議事録あったんですよ、ある議員と議論してる時にですね。ということは、財政状況としては厳しいというふうに認識しているのかなというふうに思ったんで、今の 2023 年付近の数字というところがおおむね変わらないということは、当時の認識のまま、要はもう一応別府市の財政、状況的なところは厳しい状況にあるんじゃないかなというように私は認識をしているんですが、その辺りについて別府市としてはどういう見解を持っているのでしょうか、お答えください。

- 財政課長（河野文彦） お答えします。

これまでの議会でも答弁をしておりますが、財政状況は現時点においても、中期的に見ても健全な状況が確保できていると判断をしております。当時の財政状況におきましては、市税の減少や公共施設の老朽化対策等の課題もあり、給食調理場やし尿処理場の更新、学校統廃合等未着手の事業も多くございましたが、平成 27 年度には総合戦略を策定し、各種施策に取り組むとともに、未着手の諸事業についても先送りすることなく取り組みながら、財政調整用基金残高も当時の目標量よりも高い 50 億円を確保する設定を行い、行財政改革の推進による財源確保も行った結果、基金残高は、財政調整用基金にその他特定目的基金を加えた総額で平成 26 年度末と比較して令和 5 年度末では増加をしております。

このように、必要となる投資を積極的に行いながらも、財源は確保できており、実質公債費比率や将来負担比率等の財政の健全化判断比率も全てにおいて依然として良好な状況を保っている状況は、当時の財政状況を取り巻く環境とは全く異なるものとなっております。

- 1 番（塩手悠太） もちろん数字の背景にある環境というところ、情報というところをやっぱりしっかり考慮しないといけないんだろうなというところも理解しつつ、やはり数字というのは、データはうそはつきませんから、数字だけ見ると、ややおおむねこの十数年間は数字的なところは変わらないんじゃないかなという見方がされても、分析ができるんじゃないかなというふうに私は思うんです。

数字があまり変わらないということは、当時の認識のまま、ちょっと財政状況的には健全化はしてますよ、健全化はしてるんですけど、財政の状況的には厳しいという認識ではないかなというふうに思っているので、例えば今からやる生活インフラに対して、例えば配水管とか下水のしっかりとした整備というところには、投資をしっかりとしていくべきだと思うんですけど、生活インフラではない、例えば先ほど例出したような新湯治・ウェルネスにどれだけじゃあ財源があるかっていうのは分かりませんが、ああいうような形の投資というのは、今の財政状況だったら慎重になるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りどういうふうにお考えでしょうか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

将来への投資を怠ることは、将来の成長を止めることにもなり、常に経済成長を行っていくための取組は自治体として当然行うべきことと考えております。これまでも、財政運営においては中期的な財政収支の見通しを立て、財政規律を守り、投資を行いながらも財政の健全化を保ち、必要な政策を進めてまいりました。

新湯治・ウェルネス事業は、これから 100 年先の安心な別府の未来をつくっていくための大きな柱でございまして、この事業を行えないことは、将来の安心な生活のために今すべきことをしないことにもなります。

また、新湯治・ウェルネス事業の実施におきましては、べっぴん未来共創基金を活用する予定で、この基金は財政調整用の基金とは別に将来投資用としてこれまで計画的に積立てを行っておりまして、本年度見込みで 25 億円を確保するものとしております。財政に影響を及ぼすものではございません。

○1 番（塩手悠太） 別府市としては、財政状況的に将来的にも負担をするような投資ではないというふうに認識だということは分かったんですが、やっぱり私としてはちょっと心配な側面もあるというところで、今後もちっと引き続いてこの財政状況、数字から見るしっかりとした必要な投資なのかというところの議論はさせていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間少ないんですが、そうは言いつつも、別府市としてやっぱりどういうふうに財源を確保していかないといけないのかというところの議論ももちろんしていかないといけないというふうに思いますんで、最後ちょっと地域版資金調達というか、地域版クラウドファンディングについてちょっと説明をさせていただきます。

資料 8 ですね、御覧ください。

これ私がちょっと考案してつくったんですが、仮に別府市が 1,000 万円の事業があるとしたときに、700 万円は行政が負担しましょうと。そのうち 300 万円は市民の人に負担してもらいましょうという考え方です。寄附だったり、何かリターンをつけてもいいんですけど、仮に 300 万円市民に負担してもらおうというふうになった場合、1 口、例えば購入していただければ、投資して、寄附していただければ 2,500 円のリターンつけますよという形にすると、例えばそれが地域クーポンというか、地域でしか使えない商品券をつけて、それが市内の業者で事業所に使われることによって、別府市が出した特典クーポンが少しでも別府市の市税収入として返ってくるという地域循環も目指しつつ、別府市の経常的な負担というところも、これで少しでも緩和できるんじゃないかというような、地域版クラウドファンディングというような言い方をさせてもらいましたけど、こういうような資金調達というところも、これから別府市が事業をしていく上で財源確保として工夫をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、こういった考え方について別府市として最後、御答弁ください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

財源確保は常に自治体が持つ課題でございまして、御意見として承りたいと思います。

○1 番（塩手悠太） 御意見ということで、それはすんなり受け入れてくれたという認識でいいのか。例えば、この事業に対して塩手さん、こうこうこういうところが問題ですよということを答弁していただければ、私もそういう課題があるんだったらそういう課題を解消した提案を次につなげられるかなというふうに思うんですが、受け付けてくれたというところは非常にありがたいと思うんですけど、事業としてこれを前向きに捉えてくれたのか、それとも、いや、こういう課題がありますよというものがもしあるんだったら、最後ちょっとお答えください。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

御提案としてお承りしたいと思いますが、仕組みとして、まずはリーガルチェックという法的に問題ないかというか、そこから検証しないといけないと思いますし、また当然効果という面からも検証しないといけないということがあります。ですので、今後の財政運営において参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○1 番（塩手悠太） 私もまた工夫して、いろいろ資金調達というところは提案していきたいというふうに思いますので、ぜひ前向きな議論をさせていただきたいというふうにお願ひして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） 休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○16 番（穴井宏二） 午後一番の一般質問を始めさせていただきたいと思います。通告どおり、順番に聞かせていただきます。

まず最初に、児童生徒の交通安全対策についてでございます。

今回この質問につきましては、児童生徒への通学路の安全対策の取組状況はどのように進んでいるのか、また、通学路安全総点検において、改善要望がなされた箇所についての改善状況、さらに、児童生徒や保護者への交通安全指導を継続的に行っていると思いますけれども、交通弱者である児童生徒の安全な移動を最優先するという視点から、車両への交通事故防止のための注意喚起への啓発をどのように進めておられるのか、またその一つの方策として対応している例についても、この項目についてはお伺いしたいと思います。

では、まず最初に、児童生徒の登下校時における交通安全対策の具体的な取組はどうされておられますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

登下校時、交通安全指導員やPTA役員等が交差点などに立ち、児童生徒の交通安全の見守りを行っています。学校職員、児童会、生徒会役員による朝の挨拶運動を兼ねた見守り運動を実施する場合もあります。また、児童生徒が横断歩道を渡る際の交通安全指導を学級や集会等で行っています。

○16 番（穴井宏二） 分かりました。2023 年、昨年交通事故で亡くなった歩行者のうち、横断歩道を横断中での死亡者は全国で約 200 人でございます。これは、警察庁の資料によります。全年齢の歩行中死者数の約 20%に上る。横断歩道で一旦停止しない車が後を絶たないことであることから、信号機のない横断歩道の安全対策は喫緊の課題とも言えると思います。

それでは、別府市内で過去 5 年間の児童生徒の登下校中における事故件数と、そのうちの救急搬送された件数はどうなっているのか、また事故が起きた場所はどのようなところが多かったのかお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

過去 5 年間の児童生徒の登下校中の事故件数及び救急搬送された件数は、令和元年度は

3件、うち救急搬送は0件、令和2年度は9件、うち救急搬送は1件、令和3年度は9件、うち救急搬送は3件、令和4年度は4件、うち救急搬送は2件、令和5年度は4件、うち救急搬送は1件です。

過去5年間の事故発生箇所については、歩行者用信号機のない横断歩道が5件、歩行者用信号機のある横断歩道が3件、その他21件は路側帯等で発生しています。

- 16番（穴井宏二） 詳細にお答えいただきましてありがとうございました。私どもも、車で朝走っているときに、本当に道路の狭い路側帯を、小さい子どもさんが学校のほうに行っておりまして、もう約10センチとか20センチぐらいの狭さの間隔で擦れ違うという、本当に怖い状況もございますけども、本当にそのような状況は気をつけていかないといけないと思いますが、さらに報道によりますと、信号のない横断歩道を歩行者が渡ろうとした際に、一時停止しなかった車の割合が、大分県内では約6割に上ったことがJAF、日本自動車連盟の調査で分かったとの報道がありました。この調査は、JAFが県内で今年8月に信号機のない2か所の横断歩道で行われまして、その結果、県内では一時停止をした車の割合が41.5%だったそうです。これは去年の調査に比べまして10.4ポイント改善をしているようでございますけれども、全国平均の53%を11.5ポイント下回っているそうです。

そこでお尋ねをしたいと思っておりますけども、別府市内における信号機のない横断歩道、交差点、これは幾つあるのかお伺いしたいと思います。また、直近3年間の歩行者用信号機、これの設置件数はどうなっておりますか。

- 学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

警察に確認したところ、交差点の数と信号機設置数の差から、おおむね470か所以上あると聞いています。直近3年間の歩行者用信号機の設置件数は0件です。

- 16番（穴井宏二） 歩行者用信号機の設置件数は0件ということで、なかなか要望に対して実現が至らないというのが現状ではないかなと、客観的には思うところでございます。

それでは、通学路の点検ですね、これは過去どのようしてきたのか、またその要望箇所についての改善状況、これはどのようになっていますか。

- 学校教育課参事（吉武功二） お答えいたします。

学校は年2回、自校の通学路の安全点検を実施し、改善が必要な場所を教育委員会に報告しています。この報告を教育委員会が集約し、別府市通学路安全推進会議にて、安全確保に向けての協議を行っています。

通学路の改善状況については、8月末時点で改善が必要な71件のうち13件が対策済みであり、残り58件を、関係機関と連携して改善に取り組んでいます。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。まだまだかなり残ってるのが多いとのことですので、しっかり現場の状況等を、確認しながら、例えば注意喚起の看板、またスピード落とせ、スピード注意等の路面標示などを、適宜対応していただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それではこの項の最後でございますけども、先ほども御答弁いただきましたけれども、なかなか歩行者用信号機がつかない状況になっております。そのための一つの対応策として、由布市の湯布院小学校の前に、横断者注意喚起灯「ゆずるくん」というニックネームのついた機械がございます。この横断者注意喚起灯は、横断歩道を横断する歩行者が手をかざすことによって、LEDが発光してドライバーに注意喚起を促すものです。非接触のセンサー方式になっておりますので、触らなくていい。また、そのポールに横断歩道の看板と黄色の灯火2個が操作スイッチを備えた2本を、横断歩道に相對して挟んで設置するものでございます。横断歩道を横断しようとする歩行者の方が、自動車運転者に横断歩行者の存在を知らせて停車を促す、そういうような仕組みになっておりまして、私も湯

布院小学校のところへ先日朝調査に行かせていただきまして、小学校の校長先生が自ら旗を持って子どもたちを迎えて、安全に横断歩道を渡れるように促しておりました。非常に通行量がかかなり多いところで、予想外でびっくりしたんですけども、非常にこの横断者注意喚起灯「ゆずるくん」は、運転者に横断者がいるよという、そのようなことを知らせる、非常に、一つの対応策としてはいいんじゃないかなと思っているところでございます。

私どもの住んでます近辺の小学校等の信号のない交差点、横断歩道において、交通量が非常に多くて、横断歩道を渡る児童生徒がいても、車がかんがりのスピードを出して一旦停止しない車の割合が非常に多い、80%ぐらいはあるんじゃないかなと見たところ思っておりますので、そういう中で地元から、警察、学校、PTA、自治会等の連名で、一旦停止線やスピードバンプ、また信号機の設置などの要望も出ているようでございますけれども、それと併せまして、事前の対策として、この横断者注意喚起灯「ゆずるくん」等の設置を、湯布院小学校等の調査も兼ねまして、一つの方策として検討してみてもどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

道路交通法では、本来、横断歩道を横断する歩行者が明らかにいないときを除き、車両は停止できる速度で進行しなければならず、横断する歩行者があれば車両は一時停止をしなければなりません。

横断者注意喚起灯「ゆずるくん」は、センサーに手を近づけると喚起灯が点滅し、車両に注意を喚起することで、横断歩行者の安全を確保することが可能になります。当該箇所の安全性を確保し、子どもたちを守るための交通安全対策を学校とも協議し、別府市通学路安全推進会議にて調査研究をしていきたいと考えています。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。この「ゆずるくん」に限らず、ほかにもちよつと似たような機械があるようでございますので、ぜひとも教育委員会におきまして研究を重ねていただきたいと、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

では、続きまして2番目、高性能省エネ住宅の普及推進についてお尋ねをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

近年、温室効果ガスCO₂などを要因の一つとする気候変動が発生していると言われております。脱炭素化に向けて、住宅でできることとしまして、私たちが生活する上での身近な取組の一つに、住宅の脱炭素化があると思っております。新築・改修する際に、建物の高断熱、高気密化、省エネをすることで、住宅を脱炭素化することができると言われておりますけれども、このような気候変動や異常気象によって、豪雨災害が近年増えております。カーボンニュートラルの実現がさらに必要となり、省エネ住宅の普及が必要と考えておりますけれども、この省エネ住宅普及の現状について伺いたいと思います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

国際公約であります2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める住宅・建築物分野の取組は必要不可欠となっております。そのような中で、建築物省エネ法の改正法が公布され、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務づけるなど、省エネ性能の底上げや、より高い省エネ性能への措置を誘導するなど、省エネ対策の加速が進められております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。この高性能住宅とは、次長も御存じだと思いますけれども、省エネで暮らせるように設計された家のことを指すようです。具体的には断熱性・気密性・耐震性・耐久性、この4つの性能を持っていることが特徴と言われております。例えば、新築住宅で断熱性能が高い住宅、太陽光発電や蓄電池を導入した住宅、それによるゼロエネルギーと言われる住宅、略してZEHなどが挙げられると思います。これについての取組、またその啓発、これはどのように行っていますか、教えてください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

全面義務化に向けた準備といたしまして、基準やマニュアル類の整備を進めるとともに、設計者や事業者の方々を対象に、大分県と共同でこれまで2回の講習会を実施し、来年4月の施行までに再度実施する予定としております。講習会の中で、住宅・建築物分野の省エネの必要性や制度の内容について周知・啓発を行っているところでございます。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。高性能住宅の脱炭素化によりまして、電気代等のランニングコストの抑制や冬の時期におけるヒートショックの防止、夏の熱中症防止等の健康面のメリットがあると言われております。特に健康面のメリットは、国土交通省の調査でも明らかになっているようでございます。睡眠の質の向上、また、ぜんそくになる、シックハウスによるぜんそくなどの子どもの減少、カビやダニ発生の抑制等が国交省の調査で明らかになっているようでございます。

本年1月以降に建築確認申請を受けた新築住宅におきましては、省エネ基準に適合していれば住宅ローン減税を受けることが可能であるようでございますけれども、既存の住宅におきましても省エネの対策が重要だと思えます。既存住宅の省エネ改修につきましては、何か補助制度はあるのでしょうか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

既存住宅の省エネ改修につきましては、住宅金融支援機構において低利融資制度が創設されております。制度の内容としまして、自ら居住する住宅等について、省エネを資する所定のリフォームを含む工事で、限度額が500万円、返済期間が10年以内で担保・保証等不要となっております。

○16番（穴井宏二） そのような制度があるということで、さらに進めていければいいなと思っております。2050年の脱炭素、ゼロカーボン化が国の目標とされる中で、これからの時代の住宅の在り方を示すものとしまして、先ほども申し上げましたけれども、ZEH、ネットゼロエネルギーハウスが注目を集めております。ZEHとは、先ほども申し上げました、もう申し上げませんけれども、年間のエネルギー収支を実質ゼロにした住宅ということで、別府市内でもちらほらと建っているようでございます。例えば断熱におきましては、断熱材の厚さを厚くしたり、高性能の断熱剤を用いると。昔はグラスファイバーとか、そういうのがありましたけれども、今は全く違う形になっているようでございます。また、窓は三重ガラスになっているようでございまして、結露がないということです。また、省エネではLED照明、また高効率給湯器等を使うようでございます。2030年には、このZEH水準の省エネ住宅が新築の基準となると聞いております。

このように、最近では目まぐるしく法律が改正されまして、新たな基準などが創設されまして、審査する側の知識の向上も必要だと思いますけれども、これについては、技術者の育成、また人材をつくっていく、これについてはどのように行っておりますでしょうか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

職員の知識向上については、事前に開催されます講習会などを積極的に活用するなどし、常に最新の基準・情報を確認するとともに、職員間での情報共有を図り、全ての職員が同じ認識で審査できるような体制を整えております。今後も知識の継承など引き続き教育を進め、さらなる人材の育成を図ってまいります。

○16番（穴井宏二） 分かりました、ありがとうございます。ぜひとも進めてもらいたいと思います。

では、この項目はこれで終わりますので、続きまして防災の対策についてお伺いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

この防災の対策でございますけれども、次は防災危機管理課になりますかね、今後40年以内に発生する確率が90%に上るとされます南海トラフ巨大地震、マグニチュード8以

上の巨大地震が発生いたしますと、1週間以内に半割れと言われる2回目の大地震の起こる確率が77%とも言われております。この地震による被害は、2度の大きな揺れから想定以上に甚大となりまして、いつ起こるか分からない災害から命を守るために、被害予防と耐震改修等の備えや、避難体制についても明確にして、高齢者や障害者の方等へのサポート体制が重要でございます。

そこでお伺いいたしますけども、有事の際の独り暮らしの高齢者及び障がい者の方への避難対策にお尋ねいたします。また、独り暮らしの高齢者の避難対策については具体的に何か取組があるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

独り暮らしの高齢者については、災害時の被害を最小限に抑えるため、現在提供している一斉情報伝達サービスメールを利用し、災害情報や緊急情報を速やかにお知らせしております。これにより、早めの避難行動を促進し、一人でも多くの方が安全に避難できるよう呼びかけております。

具体的には、気象状況や災害リスクに応じて「高齢者等避難」や「避難勧告」を適切に発令し、自治会や地域の支援者と連携して、被害が出る前に避難所へ誘導する体制を整えております。

○16番（穴井宏二） 災害時には、高齢者、障がい者の方、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方となります。災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者の名簿を作成することが義務づけられ、また、避難行動要支援者本人からの同意を得て、その名簿を、平常時から地域の関係者へ情報提供することで、いざというときに円滑で迅速な避難支援の可能性について、十分配慮をしていかないといけないと思いますけども、では障がい者の方への避難対策、これはどうなっておりますでしょうか。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

別府市では災害対策基本法が令和3年5月に改正され、「避難行動要支援者」に対する個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことを受け、現在対象者全員の個別避難計画を作成しております。引き続き、全ての市民が早めの避難行動を取れるような体制づくりに努めるとともに、個別避難計画の充実と、地域の支援体制の充実を進めてまいります。

○16番（穴井宏二） 避難所、要するに避難場所ですね、これは命をつなぐための大切な場所となります。住民の方をはじめ、避難してくる方のために、市民の方に寄り添って、安全・安心な対応をお願いしたいと思います。

過去の様々な震災の教訓から、住宅の耐震化、また津波避難の研究が進んでおりますけれども、阪神大震災、東日本大震災等のことを知らない世代が少しずつ増えてきております。そういう中で防災教育に対する事前防災の定着、これが重要と思われます。

木造住宅の耐震診断と耐震改修の状況をお聞きしましたところ、今年度は耐震診断が32件、耐震改修が6件あったということでございました。まだまだ余裕があるようでございますので、12月20日が期限となっているようでございますので、ここら辺もしっかり広報のほうをお願いしたいと思います。

では、在宅介護者への件につきましてお伺いをしたいと思います。この在宅介護者への支援としまして、防災ベッドというのがございます。この防災ベッドを取り入れる条件としまして、昭和56年以前の住宅という条件がございます。また、要介護や年齢、家族構成にも条件に含まれることから、必然的に該当者は限られてくるのではないかと思います。一戸建ての住宅の耐震診断、耐震改修には非常にお金もかかりますし、仮に要介護状態が重くなっても、ほぼベッドに寝ることが多い状況においては、介護をしている部屋のみの耐震シェルターの部屋づくりにしていく。また、今回質問で挙げました防災ベッド、ベッ

ドのところだけを大きな地震に耐えられるようにする。そうしますと、非常に安心感が広がるというふうになっております。実際にこの防災ベッド、防災シェルターを作ったメーカーの実験におきましては、その部分だけ壊れなかったんですね。守られたというふうなデータもありました。

そういう意味で、この在宅介護者への防災ベッドの支援、これについてどのように捉えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

在宅介護者は災害時においても、移動や避難が困難な状況に置かれる可能性が高く、特に木造住宅など耐震性の低い住宅にお住まいの場合、建物の崩壊による被害を受けやすいと考えられます。このため、建物全体の耐震改修が最も有効な手段であることはもちろんですが、費用が高額となります。このため、耐震シェルターといった局所的な対策も非常に重要であると認識しております。

しかし、防災ベッドを提供する「ニッケン鋼業」の正規品では価格が税別で25万円程度と高額であり、これが導入の大きなハードルとなっております。耐震補強や防災ベッド設置に関する補助制度も一部地域で実施されております。大分市では、旧耐震基準の木造住宅に対して防災ベッド設置費用の3分の2を上限20万円まで補助する制度を設けており、一定の成果を上げていると聞いておりますが、予算や申請期限の関係で、対応件数は限られるとも聞いております。

○16番（穴井宏二） 私も、このモデル住宅があります福岡県春日市に行ってちょっと状況もお聞きいたしました。また、大分市へもお聞きしましたが、防災ベッドは4つの形があるそうですね、今のところ。まず1番目に防災ベッド標準型、これはアーチ形になっておりまして、寝てるベッドの上にアーチ状に作る。このアーチ形は、真上からの10トンの圧力に耐えられる、斜め45度からは6トンの圧力に耐えることができると。2つ目の介護用防災フレーム、これは真上から6トンの圧力に耐えられる。3つ目の、安心防災ベッド枠という枠を作ったのがあります。これは耐荷量16トン。4つ目の耐震ベッドウッドラックという、これは木造で主に作ったんだと思うんですけども、これは耐荷重25トンに耐えられるとの説明でありました。

この主に4つのパターンがあるそうでございますけれども、成人男子の方がこれを組み立てるとすれば、2時間ぐらいあれば、自分でも組み立てられますよという、そういうような説明でございました。こういうふうなモデルハウスのようなものが別府市であればいいんじゃないかなとも思っております。

このような介護者・要介護者への地震・津波などの大災害から守るための一つの方策としまして、別府市におきましてもこういうふうな防災ベッド、耐震シェルター、耐震シェルターってなかなか普及してないらしいですね。それについての支援はできないのでしょうか、いかがでしょうか。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

在宅介護者をはじめとする災害弱者の方々の安全確保に向けた取組は重要な課題であると考えております。国や県が実施する補助制度や関連施策を注視し、引き続き、市民の安全を第一に考え、防災対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） この防災ベッドにおきましても、実際に身内の方を介護している方から、なかなか住宅の耐震改修まではいかない、そういうことで教えていただいたのが実情でございました。こういうのが広がると本当にいいなと思っておりますので、ぜひとも前向きに、何らかの方法で考えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。他市でもありますけども、なかなかこれは広報ができてないんじゃないかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

では続きまして、民間救急の質問に入らせていただきたいと思います。

この民間救急車への取組でございますけども、以前、数年前に質問をさせていただいたことがございました。当時、嬉野温泉のバリアフリースターセンターのほうへ視察に行かせていただきまして、そこで熱心にやっておられます方にいろいろ教えていただいたんですけども、この民間救急車、この普及は大事だなと思っておりました。

そういう中で、別府のバリアフリースターセンターのほうへも、福岡の民間救急らかんの方が来られまして、いろいろ話をしたそうでございますけども、別府市の取組について何点か伺いたいと思います。

別府市におきましては、これまで民間救急車の啓発、これはどのように取り組んでこられたのか、御答弁をお願いします。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

民間救急車は、正式には患者搬送事業者と言いますが、令和5年度から業務に従事する方向けに、毎年10月に患者等搬送乗務員基礎講習を開催しており、市報、ホームページに掲載し、令和5年度2名、令和6年度3名が受講しました。

○16番（穴井宏二） では、この民間救急車啓発の効果としましてはどのように捉えておりますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

民間救急車の効果としては、消防行政としましては、救急車を呼ぶまでもない緊急性の低い患者さんが利用することで、増加傾向である救急件数の縮減が期待されます。

○16番（穴井宏二） それでは、別府市内におけるこの民間救急車、状況、現在どのようになっていますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

本市では1事業者が運用されており、今年度の受講者も、令和7年3月頃の開業に向けて準備を進めていると伺っております。

○16番（穴井宏二） それでは、この民間救急車ですね、消防本部として今後の展開、取組、これはどのようになっていますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

介護タクシーや福祉タクシー等の事業者が毎年患者等搬送乗務員基礎講習を受講できるよう、定期的に講習会を開催するとともに、救急救命講習やホームページなどで、救急車の適正利用の観点から、民間救急車の利用についても周知してまいります。

○16番（穴井宏二） では最後に、この民間救急車の、病院から病院の搬送だけではなくて、障害者、高齢者の方への活用がこれから広がっていくのではないかなと思っておりますけれども、日常生活の中で利用する利便性、これについてはどのように考えていらっしゃるのか、お答えください。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

別府市の民間救急車については、障がい者や高齢者が通常は介護タクシーや福祉タクシーとして運用しておりますが、病院間の転送、通院搬送の際には、民間救急車として運用しております。令和5年は50件の実績があります。

民間救急車のサービス内容は事業所ごとで異なりますが、利用する方のニーズとしては、介護、福祉タクシー等の患者搬送用の自動車と違い、患者を乗せて移動するストレッチャーや車椅子の固定器具だけでなく、呼吸を管理する機器や酸素、心電図を測定する機器などの医療機器が搭載されていることから、在宅療養者が結婚式や家族と旅行などの行事に参加することができるため、人生のイベントへの参加を諦めることなく過ごせることなども期待されます。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。今、課長が最後におっしゃっていただいた、

在宅療養者が結婚式や家族との旅行、今まで諦めていたことが実現できるというふうに言われております。聞いた中では、東京、関西方面から新幹線で小倉まで来まして、小倉駅まで民間救急の方がお迎えに行って、大分県旅行を御案内したという、そういうふうな例もあるようでございますので、非常に素晴らしい事業ではないかなと思っておりますし、これからの発展を祈りたいと思います。

それでは、この項は終わらせていただきまして、体験型観光につきまして、端的にお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

この体験型観光につきましては、その地域を訪れることでしか体験できない魅力を伝えることができるほかに、観光客の滞在時間の延長、また観光消費額の増加も期待できることから、訪日外国人向けの商品としまして、主にその取組を推進していることが重要であると思っております。最近、別府市内におきましてもインバウンド、特にベトナムなど東南アジアからの観光客が増えているように感じます。別府市のインバウンドにつきましては、現在どのような国が多いのか、またどのようなところを回っているのか、教えていただきたいと思っております。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

2023年の観光動態要覧では、年間約28万人の外国人観光客が別府市を訪れております。特に多いのは、韓国で3分の1以上の9万9,000人となっています。そのほか、香港、台湾、タイ、アメリカ、シンガポールなどとなっています。また、別府駅の観光案内所WANDER COMPASS BEPPUを訪れる外国人観光客は、以前と比較して東南アジア諸国も含めて、非常に多国籍になってきているようです。

別府市を訪れるインバウンドにつきましては、別府地獄巡りをはじめとする観光施設はもちろん、温泉施設、鉄輪、明礬といったエリアを訪れているようです。特にアジア圏の方については、レンタカーで広域的に周遊するケースも非常に増えているということです。

○16番（穴井宏二） 分かりました。コロナ明けから、インバウンドにつきましては東京・名古屋・大阪・京都といった、いわゆるゴールデンルートを巡る旅行から、個人の体験を重視したもの、古きよき日本、これを体験できるような旅に変化してきているようでございます。

別府市としましては、そのような傾向はやはり見られるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

特に欧米豪からの旅行者のうち、9割以上が羽田・成田からの入国となっております。それらの方々は、いわゆるゴールデンルートと呼ばれる東京・大阪・京都を中心に周遊するケースが多いのですが、訪日経験が増えるに従い、東京、大阪から直接広島、福岡などを訪問する動きも出てきております。これらを誘引するコンテンツとしては、情緒ある日本の景観、地域の伝統、温泉や食などが挙げられており、別府市におきましてもコロナ禍以前に比べて欧米豪、特にアメリカ、カナダ、フランス等からの来訪者が増えている傾向にあります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。私どもも委員会としまして、福井県敦賀市のほうへ行政視察に行っておりまして。敦賀市の観光課題としては、近隣の観光地の通過地であったり、また外国人観光客の訪問が少ないといったものがあつたようでございます。北陸新幹線の開業を契機に観光資源の磨上げに取り組んでいるとのことでございました。

体験施設であったりガイドの育成、多言語対応パネルの設置など、インバウンド観光に対しては人材育成、また雰囲気づくりなどの環境整備が重要だと思います。別府市としましてはインバウンドを受け入れるための課題、これについてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

インバウンドを受け入れる上での課題の一つとしましては、体験型観光に力を入れていく中で、観光資源とそれを先導するガイドの存在です。ガイドにつきましては、全国的に「通訳案内士」と呼ばれるガイド不足となっており、別府市においてもガイドの育成というのが重要な課題であると考えております。

○16番（穴井宏二） 敦賀市におきましては、昆布の手すき体験など、地域資源を活用した体験型コンテンツに取り組んでおりました。例えば、真鯛の一本釣りとさばきの体験とか、海ごみリサイクル、キャンドル製作体験、海ごみでキャンドルを作るという、そのようなこともやっておりまして、民間のマップトラベルと連携して、そのような地域資源の発掘を行っていったとのことでした。

別府市におきましても、このような同様の体験型観光に対する取組をちょっと上げていただきたいと思います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

その地域ならではの地域資源を体験・体感できるコンテンツは、国内外からの観光客の消費額増加や満足度向上につながる事が期待されております。別府市の体験型観光としましては、地獄蒸しや竹細工体験、ボランティアガイドが案内するまち歩き、登山、ハイキングなどの自然体験も重要なコンテンツとなっております。また、万博を契機に、西日本の広域エリアで欧米豪からの観光客を呼び込もうと、自治体、観光団体など、官民が連携した約150組織が一体となる、西のゴールデンルートアライアンスを設置し、別府市も幹事として参加しております。この事業の一環としても、欧米豪をターゲットにした着地型商品の販売促進や、商品の磨上げを行っております。

○16番（穴井宏二） このマップトラベルの担当者にお聞きしましたら、次は温泉地でまた連携してやってみたいということでした。また、敦賀市は、毎年夏になりますと関西ゾーンや、名古屋を含む中京ゾーンからの多くの観光客が海水浴で訪れるということで、北陸のハワイって呼ばれてるそうです。また、隣県の自治体と長期滞在の取組に連携をしているということでした。例えば、近くの高島市とか、山、海がないところ、そういうところと連携を模索しているということでした。

そのように、連携をしっかりと図っていくことが大事じゃないかなと思いますけども、別府市としては広域的な取組については今後どのように考えておられますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

別府市では、千年ロマン観光圏とも連携し、別府を拠点として県北地域を中心とした広域的な取組を行っています。特に先ほど申し上げた温泉文化を体験できる「べっぶ地獄蒸しツアー」や東山ハイキングなどの自然体験を組み込んだ商品は好評であり、ほかにも原木しいたけ生産体験、国東半島ロングトレイル、団子汁づくり体験など地域資源を生かした取組はインバウンドにも受け入れられています。

また、大分県内はもとより九州では阿蘇市、高千穂町、四国では松山市など、それぞれの知名度や強みを生かし、連携事業や相互誘客に取り組んでいるところでございます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。2023年の観光動態を見ますと、福岡県とか近隣のところ、ちょっと若干減っておりまして、観光客が。そこら辺のところもちょっと注視しながら、またこの体験型観光、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の歩道の規制緩和、国のほこみち制度につきまして二、三お聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、車中心社会から人間中心社会へ変わってきております。市民が歩いて楽しいまちを目指す上で、道路の役割は極めて重要になってくると思います。地球温暖化防止のために、

外出時の車利用を自転車や公共機関に切り替える努力も必要と国のほうも言っておりますけれども、まだまだ現在の道路は歩行者や自転車に優しいとは言えないところでございます。

そういう中で、道路空間をまちの活性化に利用して、歩道にカフェやベンチ、キッチンカーを置いてゆっくり滞在できる空間、居心地がよく歩きたくなる町なかの空間の創出が望まれております。そのためには行政だけではなくて、警察、また地域の商店街の方等、しっかり連携をして取組をしていかなければいけないと思いますけれども、まず1点お聞きしたいと思います。

先日、委員会視察で岐阜県大垣市のほうへ行ってきましたけれども、そこでは「まちなかテラス事業」という「歩行者利便増進道路」通称（ほこみち）制度を活用したまちづくりについての話がありました。そこで、この「ほこみち制度」というのはどういったものなのか、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○都市整備課長（川野康治） お答えします。

歩行者利便増進道路（通称ほこみち）は、令和2年5月に道路法等の一部を改正する法律で制定されたもので、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであります。

○16番（穴井宏二） この歩行者利便増進道路、通称ほこみち制度を導入する場合の特徴、またメリットについてはどのように捉えておりますか。

○都市整備課長（川野康治） お答えします。

ほこみち制度は道路の指定制度であり、利便増進誘導区域を定めることにより、車線を減らし、歩道を広げるなどして、歩道の中に椅子やテーブル、キッチンカーを設置でき、オープンカフェのように利用して、歩行者の滞留、にぎわい空間を定めることが可能となります。また、通常5年間の道路占用期間が公募型にした場合、最長20年間の占用が可能となります。

○16番（穴井宏二） では、最後にお聞きしたいと思いますけれども、この歩行者利便増進道路（通称ほこみち）は、食事の施設または休憩施設等のにぎわい施設が設置可能になるなど、道路空間の活用がしやすくなる制度でございまして、民間のまちづくりへの参加を促進する等の効果があるものと考えております。

そこで、この国のほこみち制度の活用につきまして、商店街、組合さん等や、また通研究会さん等と協議、今後についての見解を、最後お聞きしたいと思います。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

国のほこみち制度の活用については、要望は出ておりませんが、商店街組合や通研究会等と歩道やアーケードを活用してイベントを開催することはあります。誰もが、通年で歩道やアーケードを利用し、イベントや物販が可能となれば、中心市街地等の活性化につながるものと思われそうですが、実施に当たっては、商店街組合や通研究会、警察署、また既存店との十分な調整が必要となりますので、まずは、関係者と意見交換を行ってまいります。

○16番（穴井宏二） これにつきましては、テラス式の飲食店等、初期投資が高い施設も参入ができるということで、ぜひとも協議を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○10番（阿部真一） 初日最後の質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、5つの点において通告をさせていただきました。早速入らせていただきますが、歳出における財政状況という点で、人件費、そして扶助費の観点から質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

9月議会では、全議員でなる予算決算特別委員会が設置され、特に決算の認定の場でも、委員会でございましたので、多くの歳入、歳出、財政の面、各課の事業の面において、総

合計画に即した実施状態であるか、K P I の数値の移行はどのようになっているのか、各委員から様々な視点で質疑をなされた背景がございます。今回、私がこの一般質問で取り上げて少し深掘りをさせていただきたいと思った点は、歳出の面におけるこの 54.8% を占める義務的経費である人件費、扶助費、そして公債費がございますが、特に人件費の時間外手当、そして扶助費でございます生活保護費の観点から質問をさせていただきます。

令和 5 年度の決算におきまして、人件費、総額ではございますが 82 億 8,100 万円、13% を占めております。扶助費が 225 億円、35.6% を占めております。そのうち生活保護費が 65 億 4,000 万円と大きな部分を占めてるウエートであるのが、9 月の決算委員会でも質疑された部分でございます。そして、公債費に関しては 38 億 5,000 万円ということでございます。特に人件費の時間外手当、そして扶助費の生活保護費に視点を当てた理由としては、業務の改善、そして効率化の点から、歳出の適正な支出に資することができる、要は業務の中で行政努力の中で、適正な歳出に資する数字を適正に支出ができる観点から改善をしていただきたいということで一般質問をさせていただいております。

それでは、目的別歳出である資料を担当課から提示をいただきまして、民生費の項別にまとめた資料の 4 を御提示をお願いできますか。議員の皆さんはタブレットのほうに入っております。

この数字から見ると分かるように、この社会福祉費、児童福祉費、生活保護費ということで、もうこの 3 つの目的別の支出の分野で 90% を占めているわけでございます。その中でも社会福祉費、児童福祉費に関しては基本的に普遍的な支出の部分がございます。生活保護であるこの 62 億円から 65 億円の間でこの 3 年間推移しておりますが、ここの部分の職務の改善とか、生活環境の改善によって、やはり財政支出の適正化が図れるのではないかというふうに考えております。まず財政課の考えとして、この決算の 3 年間から成る数字を勘案して、どのように業務改善を行っているのか御答弁いただけますか。

(議長交代、議長加藤信康、議長席に着く)

○財政課長(河野文彦) お答えします。

まず義務的経費でございますが、法令等に基づき支出が義務づけられている経費でありまして、任意に削減できない経費でございますが、財政構造の弾力性を保つためには、適正な執行が必要と考えております。

義務的経費総額では、国の政策によって変動する部分ございますが、決算においても扶助費等の増減が大きく決算額に影響しているところでございますが、適正な執行のために効果的な市民サービスを提供するための業務改善やデジタルの活用等による業務の効率化・省力化、また自立支援取組等による扶助費の適正化、また交付税措置のある起債を活用しての公債費負担の軽減等に継続的に取り組んでいるところでございます。

○10 番(阿部真一) 決算の場においても、議会としても令和 5 年度の決算を認定しておりますし、財政課の答弁としては決算のときにも同様な答弁をいただいておりますし、業務的には問題ないということの考え方であると理解しております。

それではこの観点を踏まえて、人件費における残業代の適切な支出について、少し業務内容の深掘りした点からお聞きしたいと思います。

歳出における義務的経費のうちのこの人件費についてでございますが、職員の時間外手当の執行に関して、過去 3 年の推移と、適切な執行となっているのか、当局の考えを御答弁ください。

○職員課長(河野幸夫) お答えします。

過去 3 か年の時間外勤務手当のうち、上下水道局を除いた額は、令和 3 年度 2 億 7,037 万 5,000 円、令和 4 年度 2 億 7,344 万 2,000 円、令和 5 年度 2 億 8,050 万 8,000 円となっております。

市の業務については、正規の勤務時間内に業務を遂行することが原則ですが、公務のため人事または緊急の必要がある場合には、任命権者は時間外勤務を命ずることができとなっています。各職場では、事務の見直しや改善、職員の意識改革、組織的な協力体制などを取り組んだ上での時間外であり、市では適正な執行と考えています。

○10番（阿部真一） それでは、資料の1番を御提示いただけますか。

これ、担当課職員課からいただいた資料でございます。ここで3年間職員総人件費はおよそ75億円前後で推移しております。そのうち時間外手当、会計年度職員を含めた手当でございますが、およそ3億2,000万円から3億3,000万円で各課推移している状況でございます。この部分、担当の職員課は、別府市役所の全課の恐らく残業の推移を把握していることだと思います。その中で各課の詳細にわたっての業務は、恐らく担当課のほうに一任している部分だと思いますが、残業が推移している各課の時間外勤務、その時間外を許可する指示系統、どのように実施しているのか。そしてまた庁内でどのような時間外勤務についてのマニュアルを、課長、部長は認識して遂行しているのか、御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

時間外勤務を行う場合は、所属長からの事前命令により行うこととなっています。ただし、正規の勤務時間内に事前命令を受けることが困難な場合に限り、所属長の事後確認をもって事前命令があったものとみなします。

また、時間外勤務時間に変更があった場合は、所属長に時間外勤務の実績を報告し、所属長が確認しています。

マニュアルについては、職員向けに時間外勤務の取扱い要領や所属長向けに時間外勤務の指針を定めており、時間外勤務については適正に遂行しております。

○10番（阿部真一） それでは、この時間外勤務の手当でございますが、職員に対して上限の時間数はどのようになっているのか、御答弁ください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う場合を除いて、別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例規則第8条の2の規定により、1か月について45時間、1年について360時間の範囲内と定められています。

○10番（阿部真一） 今の答弁からいきますと、1か月につき45時間以内、そして年間360時間の残業の範囲で規定をしているということで答弁をいただきました。

それでは、実際の業務に当たって、所属長、原課で言うと課長に当たるわけではございますが、時間外の勤務を命令するに当たって、業務の進捗の管理、そして事業の内容の把握、緊急性などをどのように考慮して指示を出しているのか、また現時点から考えてこの残業を削減する方向は可能であるかどうか御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

所属長は、職員の業務の進捗状況を把握し、課のマネジメントを行っており、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの確保の観点からも、時間外勤務の削減について常に意識して取り組んでいます。一例として、時間外勤務を行う場合に、係を超えた業務応援を行うなど、職員1人当たりの時間外勤務削減の取組を行っています。

○10番（阿部真一） 現状、職員課のほうに、マニュアル、規定の範囲での御答弁をいただいております。これはどの部、どの課に応じても、どの課長、どの部長、課長補佐、係長に当たるぐらいまでの業務に精通する職員は同じ考えであるということの、私自身の認識であります。それは間違いございませんか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

間違いありません。

○ 10 番（阿部真一） それでは、この残業の時間外の手当についてでございます。先ほどありました 1 か月に 45 時間、年間 360 時間でございますが、これ民間の労使協定のほうの労働組合の中でも議論になることでもございますし、どのような状態を緊急な業務とするのか、それはやはり市役所の職務でいくと、課をマネジメントする課長が一番肝になるというふうに私自身は考えております。

その中で、この時間外手当、時間外勤務の上限の規制というのは、2019 年の 4 月の働き方改革の関連法案の改正で、民間の導入によって、それも地方公務員に至るまで準ずる形で施行されているということでございます。それによって、36 協定や各労使間での原則 45 時間、1 年間で 360 時間という定めをしっかりと遵守していかなければ、この別府市役所、地方の自治体においても労働基準監督署の指導対象となるということで理解をしております。この時間外手当の適切な支出に当たる、そこにおいてやはり大切なのは各課の適切な職員の人数の配置、そして職員の適性を十分考慮した担当課の配置、これが一番に取りかかる最重要な点だと考えておりますが、担当課のお考えをお聞かせください。

○ 総務部長（竹元 徹） お答えいたします。

時間外勤務が生じること自体が必ずしも問題ということではなく、業務の内容や時期、人員の構成、職員のスキル、経験値などにより、一時的に業務の大幅な増加や、多くの労働時間を必要とする場合もございます。ただし、長時間にわたる時間外勤務が業務の生産性の低下を招くだけでなく、職員の健康保持にも悪影響を及ぼすため、改善が必要なものと考えております。

時間外勤務の削減に当たりましては、全庁的な取組として、所属長のマネジメントの下、業務の見直し・改善や、デジタルを活用した業務の効率化、さらには業務分担の平準化や配置転換などに取り組むとともに、業務量の変化に応じた人事異動によります柔軟な人事配置も適宜行っているところでございます。

○ 10 番（阿部真一） 今、部長から答弁ありました。これ、各課の課長全ての管理職の言葉として受け止めておきます。

この中でやはり私が最低限、職務において守っていただきたい部分としては、やはり全庁体制としての月の 45 時間の時間外手当の履行、そして年間 360 時間の厳守、そして人件費や職員の適切な配置、そして業務改善の担当を所属長の現場のマネジメントでの責任者である課長がやはりしっかり担うこと、それがやっぱり一番の業務改善の近道であるというふうに考えております。例外的な職務の時間外に関しては、やはり市長をトップとした副市長、総務部長、そして各部長から成る行政経営会議において、改めてこの時間外の業務に対しては徹底をしていただきたい、そのように考えております。

この項の人件費、残業については終わります。

それでは、今度は扶助費の面について少しお聞きいたします。

この扶助費の生活保護費に関しては、もう一般質問でも決算でも私自身 3 度 4 度と取り上げさせていただいております。これもやはり扶助費における適切な業務における支出、それが義務的経費の支出の抑制に当たり、そしてまたそれが経常収支比率の改善に当たると考えているからでございます。この生活保護自体を否定しているわけではございません。業務の中で改善し、日常の生活に戻る上での業務を、やはり地方行政である別府市役所の担当課が担うべきだというふうに考えておりますので、そこら辺をしっかりと頭に入れてもらって答弁していただきたいと思います。

この扶助費に関しては、社会保障制度の一環として、子育て支援、高齢者、障がい者福祉など多くの事業によって、生活にお困りである人を支えるための社会的な秩序を守るための扶助費でございます。この扶助費の中で、生活保護扶助費が大きなウエートを占めているというのは、先ほどの資料からも認識できたと思います。

そこで、この生活保護扶助費について、3年間の推移と支出の多い3つの部分について御答弁いただけますか。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸） お答えします。

生活保護扶助費の総額の決算額は、令和3年度約65億8,000万円、令和4年度約62億8,000万円、令和5年度約65億4,000万円となっております。

また、支出の多い生活保護扶助費の項目については、令和3年度から令和5年度までの間、いずれの年度においても医療扶助費が最も多く、次いで生活扶助費、3番目に住宅扶助費となっております。令和5年度を見ますと、医療扶助費は約38億8,000万円、生活扶助費で約16億5,000万円、住宅扶助費で約7億5,000万円となっており、医療扶助費が全体の59%を占めております。

○10番（阿部真一） それでは事務局、性質別の歳出の資料3を御提示いただけますか。

こちらでございます。先ほど担当課のほうから答弁いただきました、この生活保護費の性質別詳細の内訳でございます。この部分の医療扶助に関して少し着目して質疑を行いたいと思います。というのも、生活扶助、住宅扶助、様々な生活保護の扶助費がございますが、やはり変動する、業務に直結する部分は、やはりこの医療扶助の部分の歳出であると考えてからでございます。どこの自治体を見ても50%後半でやはり生活保護費の内訳、医療扶助が多くを占めている部分でございますが、この制度を安定的に運営するためにも、医療扶助の適正化が必要であると考えていますし、現時点でも課題だと認識しております。

この医療扶助の適正化に向けた取組を、原課としてどのようなことを行っているのか、御答弁いただけますか。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸） お答えします。

医療扶助費の適正化については、厚生労働省の通知に基づき、頻回受診、頻回転院、長期入院の解消に向けた取組をはじめ、後発医薬品の利用促進、向精神薬の処方状況の確認、他方他施策の活用状況の調査、健康管理支援事業を実施するため、疾病や医薬品の知識を持つ看護師2名と、診療報酬請求事務に精通したレセプト点検員を2名配置し、専門的な見地から医療扶助費の適正化に努めているところであります。

○10番（阿部真一） それでは、生活保護受給者が医療機関に受診する流れを資料にしておりますので、事務局、資料の2番のほうのページをお願いいたします。

こちらの資料でございます。生活保護受給者が病院を受診する流れを図に示したものでございます。これ、ケーブルテレビ視聴の皆さんも画面を通して見ることができていると思います。

生活保護の受給者は、医療機関を受診する前に市の担当ケースワーカーへ受診を希望する医療機関を伝え、ケースワーカーの承認を得た上で医療機関を受診し、医療機関の窓口に行って受診をする流れになっております。ここで大切なのは、本人確認のために診療依頼書、またはマイナンバーカードを提示することになってくると思います。その中でやはりケースワーカーさん、市役所のひと・くらし支援課、32名いるというふうにお聞きしておりますが、この方の一応確認を取って医療機関の医療券の登録発行がされて、医療機関へ受診する流れとなっているというふうに理解しておりますが、それで間違いないでしょうか。

それでは、この流れに沿っていくと、やはりケースワーカーさんの業務というのは会計年度職員、正規職員合わせて32名の方が従事されております。そして別府市の世帯でいくと、生活保護世帯が全体で令和5年度で3,041世帯、およそ3,000人の方が生活保護を受給され、32名のケースワーカーさんで担当しているということであれば、単純に言うると1人当たり100名の生活保護受給者の、こういった医療から生活から住居に関する悩み

の相談を受けてマネジメントをしているわけでございます。これ過去の議会の議論でもございました、やはりケースワーカーさん 1 人における人数があまりにも多いのではないかと、県では平均して恐らく 60 名から 70 名の、大分県下の市町村ではケースワーカーの 1 人の負担の人数というのは推移しているというふうに理解しておりますが、この点を踏まえて、やはり生活保護の受給者の対応のケースワーカーさんの負担、これが業務の鈍化、遅れにつながり、重複診療のチェックができずに、やはり医療費の負担増になっているというふうに私自身は考えておりますが、今後ケースワーカーさんの対応で、やはり 1 人の人間でございますので、こういった業務に推進するときに困難な状況が生じた場合、担当課ではどのような職員のフォローを行っているのか、御答弁いただけますか。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸） お答えします。

ケースワーカーがケース対応等で困難が生じた場合は、問題を 1 人で抱え込むことがないよう、指導員や同僚職員と対応するなど、複数名で対応することで職員のフォローを行っております。

○10 番（阿部真一） そのケアが必要というのは、やはり先ほど言った 1 人当たりの受け持つ人数がやはり別府市は多いというところが、業務効率化の妨げの一つになっているというふうに私は考えておりますし、担当課のほうもやはり職務にこの 32 人で 3,000 世帯の生活保護受給者の担当で当たるといふことの業務の困難さは恐らく同じ思いで考えてることだと思います。

この観点から、やはり生活保護の医療扶助に関しては、やはり十分なケースワーカーの人の配置、県が示す、国が示す 60 人から 70 人の適切な範囲でやはり十分な職員配置を行う。そしてその中で一つ提案したいのが、やはり医療機関との問題共有をしっかりとした上で、やはり生活保護の医療扶助の改善に資するのが一番適切ではないのかなというふうに考えております。

今の人件費の残業の面、そして生活保護の扶助費の面から、この歳出の義務的経費の部分で御答弁、2 課において答弁いただきましたが、最後にこの財政状況から見た財政課の観点から、今後こういった義務的経費の改善に関しては健全な業務を行うことが必要であるというふうに考えておりますが、財政課はどのようにお考えであるか、御答弁いただけますか。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

義務的経費の適正化についてはそれぞれ答弁しましたとおり、歳出の抑制に向け全庁的に取り組んできたところでございますし、また予算編成でも精査してまいりました。

一方で、財政健全化の面におきましては歳出抑制だけでは多様化、あるいは高度化する課題解決の財政需要に対応することは困難というふうに考えております。そのため、地方創生関係の国の補助金、特別交付税、あるいは入湯税の超過課税などあらゆる手段を講じながら収入を確保し、大規模な観光施策、あるいはインフラ整備などの政策的な投資を行うことにより、ホテルやマンション建設など多くの民間投資や消費を喚起し、税収増に波及させ、さらなる投資を行う好循環の流れの中で財源を確保して、これら課題解決に取り組んできたところでございます。

今後におきましても、中長期の財政運営を見据え、経済成長に必要な投資を確実に実施しながら、税収にこれを波及させ、義務的経費についても、これまで同様に全庁的に適正化に取り組み、歳入歳出両面から財政の健全化を維持していきたいというふうに考えております。

○10 番（阿部真一） それでは、このケースワーカーの適切な人員の配置、そして医療機関とやはり別府市の歳出の問題点の共有、そして業務に至っては医療券の発行、重複診療に対する業務の改善、そして厚生労働省、そしてまた県が取り組む I C Tを活用した先進的

な業務の改善等、先々を見据えた調査研究をしていただいて、この生活保護の業務改善に当たる適切な業務に推進していただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問の、職場のハラスメントということでお聞きします。

ハラスメントでございますが、単刀直入にお聞きいたします。様々なハラスメントがございますが、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、そして今回ちょっと議論をさせていただきたいカスタマーハラスメント、これが全体でどれぐらいあるのか、この別府市役所の中で職務に準ずる、これはもう市民との対応でこういったハラスメントの実態がどのような形で起きているのか、現時点で把握している数値で構いませんので御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

セクハラやパワハラ、カスハラなど全体で相談件数は年間数十件程度と把握しています。

○議長（加藤信康） 訂正しますか。

○総務部長（竹元 徹） お答えいたします。

答弁訂正させていただきます。セクハラやパワハラ、カスハラの全体で相談件数は、十数件でございます。失礼いたしました。

○10 番（阿部真一） 十数件あるということで、これ実態的な全庁、全職員にわたるヒアリング、実態調査というのは、現時点では適切なこういった調査を行っていないという認識で理解していますが、その点は間違いありませんでしょうか。

○職員課長（河野幸夫） はい、間違いありません。

○10 番（阿部真一） それでは、このハラスメント全般に対する職員のケアについて少しお聞きしたいと思います。

こういったハラスメントがあった場合、職員の心身、業務に対するケア、その部分は全庁の中でどのような体制、相談窓口の対応を取っているのか、御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱により、市長部局、教育委員会、上下水道局、公営事業局などの部局ごとの人事担当部署に相談窓口を設置しています。窓口は関係する部署等と適宜連携を図りながら、事実関係の確認、当事者に対する助言、問題を迅速かつ適切に解決するように努め、問題が生じた場合は、法的なところは弁護士に相談するなど、必要な措置を講ずるようにしています。また、従業員援助プログラムEAPシステムの活用も推進しています。

○総務部長（竹元 徹） 先ほどの相談件数に対する対応の件ですが、相談がありましたら、その都度事実確認等はしっかりと行わせていただいております、対応のほうもさせていただいております。

○10 番（阿部真一） 今、答弁いただいた部分というのは、あくまで庁内の職員間同士のマニュアル、そういった事案が起きたときの対応について御答弁いただいたわけでございます。このハラスメントに関しては令和4年4月に法改正が行われて、中小企業、企業向けにおいてはパワーハラスメントの防止措置義務が対象となっております。そしてまた令和5年7月には、厚生労働省のほうからカスタマーハラスメントの企業向けのマニュアル、そういったのが示されております。その中でやはり、市民のこういった福祉の向上の業務に資する別府市役所の職員、会計年度の職員に関しても、やはり同じように、先進的に今度は庁内だけのハラスメントの事案の防止策ではなく、市民との対応、そして業務の対応の妨げになるような事案におけるカスタマーハラスメントの実態が、今先ほど言いましたように恐らく市民からの対応があるというふうには伺っておりません。

その中で、やはり実態調査をぜひ早急にさせていただきたい。それというのも、やはり窓口、1階グラウンドフロアの職務に従事されてる職員さんは、恐らく第一線の窓口は会計

年度職員さんが業務を担っていることだと思います。その中で、やはりそういった職務に当たる上で抱えてる問題というのは、担当課の課長であり、係長であり、課長補佐が状況を把握して、やはりフォローアップするというのが、先ほど担当課の職員課が答弁したマニュアルであり、庁内の規定であると思います。やはりこういった社会現象、社会問題ともなっておりますこのカスハラに対しても、やはり地方公務員の皆さんも、同様にやはり市民に対しても、こういった職務に対する弊害、職務の遂行に支障がある問題については、毅然としたお示しをする必要があるのではないかなというふうに私自身は考えております。

これはこのハラスメント、カスハラをなくすために、まず別府市がやはり先進的に条例や宣言などをして、やはり市民に対しても市役所の、市の業務として働く職員さんを守っていく上でも、市民に対しても啓発、周知をする必要があると思いますが、その観点から担当課はどのようにお考えでしょうか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

カスハラは職員の尊厳を傷つけて職場の環境を悪化させ、業務への支障や他の利用者へのサービスの低下を招く問題と考えております。市では、管理職対象に行政対象暴力講習会なども実施しており、要求が市の行政サービスの内容と関係がない場合や、継続的、執拗な言動、妥当性を欠く謝罪の要求などはカスハラとして、組織的に毅然とした対応をし、悪質な場合は警察へ通報するようにしています。

今後は職員に対するカスハラの実態を把握するために職員向けにアンケートをするなどし、必要に応じて別府市不当要求行為等防止対策要綱及び行政対処暴力対応マニュアルを改正して対応していきたいと考えています。

○10番（阿部真一） 防止対策要綱の改正、そして行政対処暴力対応マニュアル、この改正を行うということで御答弁ありがとうございます、あくまでもそれは庁内の組織の中の啓発ではなく、やはり市民向けに、やはり別府市の業務としてのこういったカスハラに対する周知もやはり必要だというふうに考えます。庁内の中では、今まではハラスメントの法改正などにおきまして、あらゆる面に対応されている部分があるというふうに先ほど答弁ありました。危機管理課が対応してる管理者向けの行政対策暴力講習会とか、様々な取組は庁内の職員間同士では恐らく十二分にやられてるというふうに考えておりますし、やはりここは一つ踏み込んで、市民に対しても別府市の職務として、市民の皆さんに必要な幸せと、福祉向上するためにはやはり職員の職務が一番の根幹でございますので、そこはやはり別府市としても市民に対して同様の啓発、周知を行っていただきたいというふうに考えております。

先ほどありました、このカスハラに対応に対して職員のアンケートを行うということで答弁ございましたが、このアンケートも、実質的本当の問題点を抽出するためにはやはり無記名であり、担当の部署とかも分かる範囲の業務で結構だと思いますが、やはりなかなか職員としても言いづらい部分が多くあると推測されますので、ぜひこのアンケートをする場合も、全職員に対して、忌憚ない意見が職員課のほうに上がるような体制を取っていただきたいと思います。その上で、具体的な庁内の体制の強化をしていただいて、そしてカスハラに対する管理職への研修、そして市民に対しての啓発をいま一度ちょっと行っていただきたいというふうに思います。

別府市議会も、ハラスメントの全般に対して調査研究をしてまいりました。やはりこの議会、そして市役所の執行部が、やはり自由な業務、自由な意見が交わされる場であってこそ別府市の発展があり、別府市民の幸福につながるというふうに考えておりますので、ぜひ職員課主導でやることになると思いますが、これもぜひ全庁体制で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、この項の質問を終わらせていただきますが、もうよろしいですか、総務部長、どうぞ。

○総務部長（竹元 徹） 私先ほど御答弁した内容が勘違いしてまして、もともとの質問の相談件数の把握ですが、もちろん職員課に直接寄せられる相談もございますし、それ以外でも各所属長からのヒアリング等を通じて把握をしていってる部分もございます。そういった相談件数総じて、年間で十数件というふうに把握しております。大変失礼いたしました。

○10番（阿部真一） 分かりました。ここでまたる協議すると時間が過ぎますし、最後の質問なんで、ぜひ何回も言ってますように庁内の職員同士だけのマニュアル、防止じゃなくて、市民に対しても同じような問題提起をした上で市民とも一緒に取り組んでいただきたいということで、今回カスハラにターゲットを絞って質問させていただいたわけがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に移させていただきます。

学童クラブでございます。

この質問も二度三度過去させていただいているわけですが、こども家庭庁と文科省の長年の課題でございます共働き世帯の問題、課題の解消であります、幼稚園などの降園後、そして小学校の放課後の子どもたちの居場所づくりの解決方法として、放課後児童クラブが全国的にも設置されております。これは法改正の中で、放課後子ども総合プラン、平成の26年の7月、そして新・放課後子ども総合プランということで、平成30年9月に制定された経緯がございます。

そこで、厚生労働省が令和6年5月に学童クラブ利用者の実態調査というのを行っております。全国的に行っておりますので、その中で令和6年5月1日付現在での調査でございます。児童数が151万9,952人、その中で学童に入れなかった、利用できなかった方が1万7,686名ということで、前年より1,410名増加しております。これ全国的にも学童の待機の児童が増加している、大分県下、別府市でも同じような数値が見てとれるわけですが、別府市における放課後児童クラブは、別府市の条例の変更などによって、待機児童が出ないように条例の改定などを行って、教育委員会、こども部、子育て支援課など、先々の課題を見越して条例変更などであらゆる面に対応していただいているわけですが、今年の4月1日時点で市内38か所の放課後児童クラブがございます。定員が1,705名、登録者数は総数で1,685名となっており、市に登録している学童の施設の定員と登録者数は符合しております。この時点で、待機児童がないという観点ではございますが、実際に我々が聞く声としては、来年の4月に向けて、幼稚園から1年生になり、この学童クラブを利用する親御さんのほうで、もしかしたら最寄りの学童クラブに入れないおそれがあるんじゃないかという相談を毎年受けます。その事前の課題の解決として、教育委員会そして子育て支援課は、事前の水際の業務改善などヒアリングによって、あらゆる手を尽くして学童の待機が出ないような解決策を事前に打っていただいております。この部分は本当に感謝しております。

実際に待機している児童がいるかどうか、保育園の入所の直接把握してるわけじゃなくて委託してるわけでございますので、担当課がどのように待機児童が来年度発生するのではないか、そういった予測、危険察知の予測はどのように行っているのか、そして現時点でどのように認識しているのか、御答弁いただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

個別のクラブの状況では、実際に利用できるまで空きを待ついわゆる待機状態の児童が存在するクラブがあることは承知しております。しかし、様々な工夫や努力により、何とか利用を希望する児童の受入れを行っていただいているクラブが相当数あることも承知しております。担当課としても相談は受けておりますが、解決方法としては、場所、施設の

確保と支援員の確保という2つの大きな課題があると認識しております。

- 10番（阿部真一） これも恐らく行政機関、そして委託されてる学童を運営している管理者、そして我々保護者、市民のほうも同じ課題を2つ共有してるということは認識できます。一つは、学童クラブの場所の問題。そして、支援員の成り手不足というか確保の難しさ、この2点でございます。現状の学校の施設運営管理の中では学校長が最高の責任者でございますが、空き教室の有効活用にもやはり近年の、少し行動の問題があるお子さんたちのクーリングの部屋や、対応する部分で空き室の有効利用にも限界が来ている、そのようにも感じています。支援員の確保に関しても、学童クラブの責任者、つてを頼って支援員の確保を行っているのが現状であります。

この2つの観点、支援員の確保と学童の場所の確保、この2つをどうにか解消するために、国交省が8月と12月にこども家庭庁と文部科学省の連名の通達で、教育委員会とこども部のほうに放課後児童対策パッケージというのを通達をしております。具体的にはもう国の国交省が書く部分なので、具体的な問題の解決の手段としてはあまり有効的なのは記載されてないのが、私自身読んだ感想でございます。しかしながらこのパッケージの通告を、やはり教育委員会が校長会、教頭会、そして関連するPTAなどにもやはり周知をしていただき、そして子育て支援課、こども部のほうも、厚労省から通達されたパッケージの通達文を、やはり関連の保育施設や職員はもちろん、学童の管理者にもやはりお知らせするべきだというふうに考えております。その先に場所の確保、学校の施設のさらなる有効活用、支援員の確保のため、1つだけ有効ではないのかな、別府市の今やってる政策の中でも有効ではないのかなという部分がございます。それはやはりコミュニティ・スクール、学校運営協議会を活用した支援員の確保、人材の発掘でございます。これはこの通達文にもうたわれておりますし、教育委員会であれば学校長、学校の管理職の職員は知っていただきたい部分でございます。

この通達を総合してみても、担当課はこの通達内容をどのように把握してどのように取り扱ったのか、まずお聞かせいただけますか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

令和5年8月31日付「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」、令和5年12月25日付「放課後児童対策パッケージ」の通知が、こども家庭庁と文部科学省の連名で出され、それに関わり、県から「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的または連携した運営及び放課後の子どもの居場所づくりについて、引き続きの推進」のお願いがございました。その中には、学校教育・児童福祉を担う部局間・関係者間の連携の重要性が述べられております。

今後につきましても、教育部とこども部、さらには学校、放課後児童クラブがこれまでに以上に連携を図り、取組を進めていきたいと考えております。

- 10番（阿部真一） 学校運営協議会を活用した学校、そして家庭と放課後児童クラブの連携の重要性が述べられているわけですが、学校運営協議会の委員、これは校長の権限で委嘱する部分だと認識しておりますが、現時点で別府市内14の小学校において学校運営協議会の中で、放課後児童クラブの関係者が学校運営協議会に委員として入っている人数、分かる範囲で御答弁いただけますか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

市内14の小学校に学校運営協議会が設置されておりますが、そのうち6校におきまして、放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会委員として入っております。

- 10番（阿部真一） このコミュニティ・スクール、概念でございますし、学校運営協議会の設置のそもそもの目的は開かれた学校の課題を地域とともに関係者とともに共有して解決していく手段の一つとして設置されているわけでございます。現在のこの学校運営協議

会の在り方、今回は議論しませんが、やはり学校運営方針のお示しとか、そういった部分で校長先生の一方的な指針のお示しの上になっている部分がございます。こういった問題が本当にこの学校運営協議会の中で上がってきて、一つの解決がそこに地域に育つ子どもたち、そこに送り出す親御さんの解決の一つとなれば、それは学校運営協議会も、子育て支援をしてるこども部も、地域の方もよりよいコミュニティーの中で解決方法の手段をとともに考える原動力になるというふうに考えております。

そうした中で、今後学校の利用については学校長の裁量に委ねられていると思いますが、やはり市内の学童クラブの受入れ、その状況によって格差が生じるおそれがございます。学校現場だけではなく、やはり学童クラブの運営についても、学校・保護者・地域・行政がきちんと連携をしてスクラムを組んで解決すべき内容であるというふうに考えております。まずは早急に庁内の教育部局、そして子ども部門が連携してこの課題を、先を見通して解決策を取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、その辺はこども部のほうはどのようにお考えでしょうか。

○こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

放課後児童クラブの現状や課題については、子育て支援課が把握をしており、学校現場におきましては、学校教育課が把握をしているところでございます。今後ともこども部、教育部で連携をしまいたいと考えております。

○10番（阿部真一） 教育委員会のこども部はやはり施設の資産を持ってない、やはり学童クラブというのは別府市の歴史の中で、小学校の中に存在する施設ということで、保護者も地域の方も我々も認識しております。この中で、やはり教育委員会とかこども部とかいう行政の垣根というのは、議論の中には必要のない部分でありまして、やはり教育部とこども部のほうが共有してこの文科省の通達、こども家庭庁の通達をしっかりと学校長、教頭まではしっかりと熟読していただいて、課題解決の手段を構築していただきたいと思います。ぜひ、教育委員会の学校長の空き教室の実態調査も、ぜひ教育委員会がするのか総務がするのか分からないですけど、学校現場にもいろんな資材があったり所管が違う備品があったりするというのが現状でございます。現状、本当に学校現場で空き教室がどういう状態であるのかというのは、しっかりとやはり教育委員会で把握に努めていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間がございませんので最後の質問に参ります。

大学連携と選挙の啓発でございます。

先日、衆議院選挙が開催され、選挙権が18歳に引き下げられた以降6回目ですかね、選挙が行われているわけでございます。過去18歳に引き下げられた以降、別府市の市議会議員選挙の全体の投票率、そして10代、20代の投票率はどのように進捗しているのか、簡潔にちょっと御答弁いただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

選挙権年齢の引下げは平成28年でございますので、それ以降に行われました平成31年及び令和5年の市議会議員選挙の投票率について御説明いたします。平成31年が全体が52.27%、10代が25.46%、20代が27.20%、令和5年の全体の投票率が53.32%、10代が23.72%、20代が24.81%となっております。

○10番（阿部真一） 導入当初から分かっておりましたが、やはり投票率は年々階層ごとに下降ぎみ傾向でございます。その中でやはり、別府市は大学を複数有している土地柄もございまして、やはり大学生、若者との選挙啓発の連携を日常から選挙管理委員会が取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

その中で、松山の視察に行ったときに、選挙コンシェルジュということで、全て大学院で委員を構成していて、模擬選挙とか高校の生徒会の選挙をプロデュースしたり、出前授業に、主権者教育に大学生が参加していたりする取組を活性的にしております。10年間、

松山市では取り組んでおります。やはり、別府もそういった大学、学生が多い土壌、環境でございますので、やはりこういった部分を積極的に活用して、10代、20代、若年層の投票率の向上啓発に取り組んでいただきたいと思います。選挙管理委員会はどうのような考えをお持ちでしょうか、御答弁いただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

選挙権年齢の引下げに合わせて、商業施設に期日前投票所を設置いたしました。また、大分県選挙管理委員会と連携いたしまして、小中学校や高校、大学等での選挙出前授業を実施しております。選挙を身近に感じて、政治に関心を持って投票に行こうという意識を向上していただくことを目指しております。今年度は市内の小学校で1校、短期大学1校で選挙出前授業を実施しております。

また、小さな取組ではございますが、10月に執行されました衆議院議員選挙におきまして、大学生に期日前投票所の投票立会人に従事していただきまして、選挙を体験していただいております。

今後もこのような取組を継続していきながら、先進自治体の事例を参考にいたしまして、啓発の在り方や、大学との連携について取組を続けていきたいと考えております。

○10番（阿部真一） ぜひ、大学との連携を行っていただいて、期日前投票などの活性化、設置場所、投票箱の設置などもぜひこの機会に調査研究していただいて、投票率の向上に資する事業展開をしていただきたいと思います。人数が、職員さんが少ないんで、選挙管理委員会。やはり学生との連携を非常に大切に、取組を進めていっていただきたいと思います。

初日最後の質問、1時間みっちりさせていただきました。もう今年も残り僅かになりましたので、皆さん体調に留意されて、よいお年を、早いですがお過ごしください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時51分 散会